

平成19年3月
勝浦市議会定例会会議録（第1号）

平成19年3月5日

○出席議員 21人

1番 土屋 元 君	2番 佐藤 啓史 君	4番 渡辺 伊三郎 君
5番 松崎 栄二 君	6番 刈込 欣一 君	7番 末吉 定夫 君
8番 黒川 民雄 君	9番 渡辺 玄正 君	10番 寺尾 重雄 君
11番 高橋 秀男 君	12番 板橋 甫 君	13番 丸 昭 君
14番 八代 一雄 君	15番 児安 利之 君	16番 渡辺 利夫 君
17番 佐藤 浩寿 君	18番 滝口 敏夫 君	19番 伊丹 富夫 君
20番 水野 正美 君	21番 岩瀬 義信 君	22番 深井 義典 君

○欠席議員 なし

○地方自治法第121条の規定により出席した者の職氏名

市長 藤平 輝夫 君	助 役 杉本 栄 君
収入 役 江沢 始一 君	教 育 長 松本 昭男 君
総務課 長 西川 幸男 君	企 画 課 長 藤江 信義 君
財政課 長 関 重夫 君	課 税 課 長 乾 康信 君
収納課 長 鈴木 克己 君	市 民 課 長 滝本 幸三 君
介護健康課 長 関 修 君	環 境 防 災 課 長 田原 彰 君
清掃センター所 長 酒井 正広 君	都 市 建 設 課 長 三上 鉄夫 君
農林水産課 長 岩瀬 章 君	観 光 商 工 課 長 守沢 孝彦 君
福祉事務所 長 小柴 章夫 君	水 道 課 長 藤平 光雄 君
会 計 課 長 岩瀬 武 君	教 育 課 長 渡辺 恵一 君
農業委員会 酒井 明 君	
事務局 長	

○職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

事務局 長 川又 昌昶 君	議 事 係 長 目羅 洋美 君
---------------	-----------------

議 事 日 程

議事日程第1号

第1 諸般の報告

第2 市長の行政報告

第3 会期の決定

第4 会議録署名議員の指名

第5 議案上程・説明・質疑・討論・採決

議案第1号 損害賠償の額の決定について

議案第2号 千葉県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増減及び千葉県市町村総合事務組合規約の一部を改正する規約の制定に関する協議について

議案第3号 夷隅郡市広域市町村圏事務組合規約の一部を改正する規約の制定に関する協議について

議案第4号 固定資産評価審査委員会の補欠委員の選任につき承認を求めることについて

議案第5号 平成18年度勝浦市一般会計補正予算

議案第6号 平成18年度勝浦市学校給食共同調理場特別会計補正予算

議案第7号 平成18年度勝浦市国民健康保険特別会計補正予算

議案第8号 平成18年度勝浦市介護保険特別会計補正予算

議案第9号 平成18年度勝浦市水道事業会計補正予算

開 会

平成19年3月5日（月） 午前10時00分開会

○議長（水野正美君） ただいま出席議員は21人で定足数に達しておりますので、議会はここに成立いたしました。これより平成19年3月勝浦市議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の日程は、あらかじめお手元へ配布したとおりでありますので、それによってご承知を願います。

諸 般 の 報 告

○議長（水野正美君） 日程第1、諸般の報告であります。

事務局長に報告させます。川又事務局長。

〔事務局長 川又昌昶君登壇〕

○事務局長（川又昌昶君） 命によりまして、諸般の報告を申し上げます。

今期定例会における理事者側の出席通知、平成18年12月定例会以降の議会側の動静につきましては、お手元に印刷物をお配りしてございますので、それによってご承知をいただきたいと思います。存じます。

初めに、系統市議会議長会関係について申し上げます。去る1月31日、千葉市において千葉市議会議長会議長研修会が開催され、議長が出席いたしました。研修に先立ち、新しく議長に就任された7名の議長の紹介が行われました。その後、研修に入り、早稲田大学大学院教授であり

まず北川正恭氏を講師に「分権時代の議会の役割」と題する講演が行われました。

次に、千葉県南12市議会議長会について申し上げます。去る2月7日及び2月8日の2日間、茨城県常陸太田市において正副議長による研修会が開催され、副議長が出席いたしました。同研修会は、常陸太田市議会議長から市の概要を含めた歓迎のあいさつに続いて、議会事務局担当次長から合併後の議会運営についての説明があり、その後、議会運営等に関する質問が行われました。

以上で系統市議会議長会関係を終わります。

次に、今期定例会の運営について申し上げます。去る2月28日、議会運営委員会を開いていただき、ご協議をお願いいたしましたので、その際の答申内容について申し上げます。

今期定例会の会期は、本日から3月23日までの19日間とするということであります。

日程につきましては、あらかじめお手元へ会期日程表をお配りしてございますが、本日は、この後、市長の行政報告、会期の決定、会議録署名議員の指名と順次お願いし、続いて議案第1号から議案第9号までを逐次上程し、市長から提案理由の説明を受け、さらに議案第5号の一般会計補正予算、議案第7号の国民健康保険特別会計補正予算及び議案第8号の介護保険特別会計補正予算につきましては、それぞれの担当課長から補足説明を受け、質疑、討論を経て採決をお願いし、第1日目は散会する。

第2日目の3月6日は午前10時に開会し、議案第10号から議案第22号までを逐次上程し、市長から提案理由の説明を受け、さらに各会計予算につきましては、それぞれの担当課長から補足説明を受け、散会する。

第3日目の3月7日は議案調査等のため休会とし、第4日目の3月8日は午前10時に開会し、一般質問をお願いする。

なお、通告のありました議員は2名であります。

次に、第5日目の3月9日は午前10時に開会し、議案第10号から議案第22号までを逐次上程し、質疑を行い、第6日目の3月10日及び第7日目の3月11日の2日間は議事都合のため休会とし、第8日目の3月12日は午前10時に開会し、残された議案の質疑を行い、その後、陳情1件とともに、それぞれ所管の常任委員会へ付託し、散会する。

なお、議案第18号から議案第22号までの5件につきましては、いずれも新年度当初予算でありますので、例年のとおり議長の指名する9名の委員をもって構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、審査をお願いする。

この委員の選任につきましては、各常任委員会から3名ずつとし、議長が各常任委員長と協議の上、会議に諮って指名を行い、選任されるものと存じます。

次に、第9日目の3月13日から第18日目の3月22日までの10日間は委員会審査等のため休会していただき、この間、3月13日に総務常任委員会を、3月14日に教育民生常任委員会を、3月15日に建設経済常任委員会を、さらに3月16日及び3月19日から3月20日の3日間は予算審査特別委員会を、いずれも午前10時から開いていただき、付託事件の審査をお願いする。

最終日の3月23日は午後1時から本会議を開いていただき、逐次、議案・陳情を上程し、予算審査特別委員長並びに各常任委員長から報告をいただき、質疑、討論を経て採決をお願いする。

続いて、追加議案及び諮問の提出が予定されておりますので、それを上程し、市長から提案理由の説明を受け、質疑を経て採決をお願いする。

さらに、陳情が採択された場合には、発議案として意見書の提出が考えられますので、それが提出された場合には、それを上程し、発議者から提案理由の説明を受け、質疑、討論を経て採決をお願いする。その後、専決処分の報告について市長から報告を受け、今期定例会を閉会する。

以上のような答申がなされましたので、これに基づきまして今期定例会が運営されるものと存じます。

以上を申し上げまして諸般の報告を終わります。

市長の行政報告

○議長（水野正美君） 日程第２、市長の行政報告であります。

市長の報告を求めます。藤平市長。

〔市長 藤平輝夫君登壇〕

○市長（藤平輝夫君） 本日、平成19年３月勝浦市議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位には何かとお忙しい中をご参集いただき、厚く御礼申し上げます。

それでは、ただいまから行政報告を申し上げます。

初めに、勝浦市長選挙についてご報告いたします。任期満了に伴う勝浦市長選挙は、２月11日告示、２月18日に投開票が行われました。選挙の結果につきましては、当日有権者数１万 8,690人、投票者数 9,360人、投票率50.08%であり、その結果、私が引き続き市政を担当することになりましたので、よろしくお願いいたします。

次に、平成18年度2007年かつうらビッグひな祭りの入り込み状況について申し上げます。本年は、ちばデスティネーションキャンペーンが２月から４月までの３カ月間実施され、本市といたしましても、このちばデスティネーションキャンペーンに伴い、特別プレ公開を２月３日から18日までの７日間、開催いたしましたところ、来場者は約５万 8,500人でありました。また、メインビッグひな祭りとして、２月24日から３月４日までの９日間開催いたしましたところ、約34万人の来場者があり、特別プレ公開及びメインを合わせて、来場者が約39万 8,500人でありました。

次に、勝浦小学校学校用地内工作物撤去請求訴訟につきましては、平成17年12月議会において訴訟提起の議案が可決となり、平成18年1月13日に千葉綜合法律事務所大塚喜一及び鶴見泰を原告訴訟代理人弁護士として、また、四街道市鷹の台２丁目27番地８の関富貴江及び松鶴富美子を被告として、千葉地方裁判所一宮支部に訴状を提出いたしました。平成18年２月21日より平成18年11月24日まで、延べ７回の口頭弁論が行われ、平成19年1月19日に判決が言い渡されました。判決の内容は勝浦市の全面勝訴で、被告が控訴を行わなかったことにより、平成19年２月６日に判決が確定いたしました。それとほぼ同日に、被告代理人弁護士より勝浦市にて鉄パイプ柵の撤去実施の申し出が千葉綜合法律事務所にあり、調査したところ、撤去が容易に行える見込みであることが判明したため、両代理人弁護士により、鉄パイプ柵所有権放棄の合意書が平成19年２月７日付で締結されました。これを受け、鉄パイプ柵の撤去を行いました。

次に、勝浦市国民保護計画の策定についてご報告いたします。平成16年６月に制定された武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律、通称国民保護法により、各市町村に

において、平成18年度内にそれぞれの地域で住民の避難、安否情報や救援等の具体的な方法を盛り込んだ計画を策定することが義務づけられました。本市においては、平成18年6月に勝浦市国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部条例及び勝浦市国民保護協議会条例を制定し、計画の策定準備を進めてまいりました。この間、同協議会を開催し、関係機関との連携等について協議し、さらに千葉県との協議を重ね、本年1月31日付をもって勝浦市国民保護計画を策定いたしましたので、国民保護法第35条第6項の規定により報告いたします。

以上で行政報告を終わります。

会 期 の 決 定

○議長（水野正美君） 日程第3、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。今期定例会の会期は、本日から3月23日までの19日間としたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（水野正美君） ご異議なしと認めます。よって、会期は19日間と決しました。

会 議 録 署 名 議 員 の 指 名

○議長（水野正美君） 日程第4、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第80条の規定により、議長において、佐藤啓史議員及び佐藤浩寿議員を指名いたします。

議 案 上 程 ・ 説 明 ・ 質 疑 ・ 討 論 ・ 採 決

○議長（水野正美君） 市長より議案の送付がありましたので、職員に朗読させます。目羅係長。

〔職員朗読〕

○議長（水野正美君） ただいま朗読いたしました議案は、お手元へ配布したとおりであります。

それでは、日程第5、議案を上程いたします。

議案第1号 損害賠償の額の決定についてを議題といたします。

市長から提案理由の説明を求めます。藤平市長。

〔議長 藤平輝夫君登壇〕

○市長（藤平輝夫君） ただいま議題となりました議案第1号 損害賠償の額の決定について、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、平成19年2月17日午前10時55分ごろ、宿戸地先の国道297号路上において発生した物損事故により、柏市南高柳5丁目31番、当麻勝所有の自動車車両に損害を与えたので、議会の議決をいただき、その損害賠償の額を決定しようとするものであります。

事故の状況等について申し上げますと、2月18日執行の勝浦市長選挙に伴う投票所案内看板を市職員が第10投票所である宿戸やすらぎの家入口付近に設置しようとしていた最中、突風により案内看板が市職員の手から離れ、国道297号下り車線を走行中の当麻勝運転の車両フロントガラス左側一部破損並びに左フロント及びリアフェンダーに接触し、損害を与えたものであります。

過失割合につきましては、相手側に過失相殺すべき特段の事由が見当たらないことから、100対0とするものであります。

なお、損害賠償の内訳は、物損に係るもの19万6,709円、代車費用に係るもの6万3,525円であります。

以上で議案第1号の提案理由の説明を終わります。

○議長（水野正美君） これより質疑に入るのでありますが、ただいまのところ通告はありません。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（水野正美君） これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第1号については、会議規則第37条第2項の規定により委員会の付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（水野正美君） ご異議なしと認めます。よって、議案第1号については、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入るのでありますが、ただいまのところ通告はありません。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（水野正美君） それでは、討論を終結いたします。

これより議案第1号 損害賠償の額の決定についてを採決いたします。本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（水野正美君） 挙手全員であります。よって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

○議長（水野正美君） 次に、議案第2号 千葉県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増減及び千葉県市町村総合事務組合同規約の一部を改正する規約の制定に関する協議について、議案第3号 夷隅郡市広域市町村圏事務組合同規約の一部を改正する規約の制定に関する協議について、以上2件を一括議題といたします。

市長から提案理由の説明を求めます。藤平市長。

〔市長 藤平輝夫君登壇〕

○市長（藤平輝夫君） ただいま議題となりました議案第2号及び議案第3号について、提案理由の

説明を申し上げます。

初めに、議案第2号 千葉県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増減及び千葉県市町村総合事務組合規約の一部を改正する規約の制定に関する協議についてであります。本案は、千葉県後期高齢者医療広域連合が設立され、事務の一部を新たに共同処理すること及び北総西部衛生組合が解散され、香取広域市町村圏事務組合と統合されることに伴い、当該組合を組織する地方公共団体の数の増減及び地方自治法の一部を改正する法律の施行により会計管理者を設置すること並びに吏員制度の廃止に伴い、当該組合を組織する地方公共団体に関する規定、共同処理する事務に係る共同処理する団体に関する規定及び執行機関に関する規定等の改正を内容とする当該組合規約の一部を改正する規約を制定することについて、関係地方公共団体と協議するに当たり、地方自治法第290条の規定により議会の議決を求めようとするものであります。

次に、議案第3号 夷隅郡市広域市町村圏事務組合規約の一部を改正する規約の制定に関する協議についてであります。本案は、夷隅郡市広域市町村圏事務組合の事務所移転に伴い、同組合規約の一部を改正する規約の制定について、地方自治法第286条第2項の規定により、関係市町と協議するに当たり、同法第290条の規定により議会の議決を求めようとするものであります。

以上で議案第2号及び議案第3号の提案理由の説明を終わります。

○議長（水野正美君） これより質疑に入るのですが、ただいまのところ通告はありません。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（水野正美君） これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第2号及び議案第3号については、会議規則第37条第2項の規定により委員会の付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（水野正美君） ご異議なしと認めます。よって、議案第2号及び議案第3号については、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入るのですが、ただいまのところ通告はありません。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（水野正美君） それでは、討論を終結いたします。

これより議案第2号 千葉県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増減及び千葉県市町村総合事務組合規約の一部を改正する規約の制定に関する協議について、議案第3号 夷隅郡市広域市町村圏事務組合規約の一部を改正する規約の制定に関する協議について、以上2件を一括して採決いたします。本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（水野正美君） 挙手全員であります。よって、議案第2号及び議案第3号は原案のとおり可決されました。

○議長（水野正美君） 次に、議案第4号 固定資産評価審査委員会の補欠委員の選任につき承認を求めることについてを議題といたします。

市長から提案理由の説明を求めます。藤平市長。

〔市長 藤平輝夫君登壇〕

○市長（藤平輝夫君） ただいま議題となりました議案第4号 固定資産評価審査委員会の補欠委員の選任につき承認を求めることについて、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、去る12月17日欠員となりました固定資産評価審査委員会の委員、丸 利夫君の補欠委員に狩野正勝君を選任したため、議会の承認を求めようとするものであります。

狩野正勝君の経歴を申し上げますと、昭和38年3月、千葉県立安房高等学校を卒業後、同年4月に千葉県庁に就職、平成17年3月、千葉県庁を退職するまでの間、夷隅支庁税務課を初め、千葉県自然保護課長、千葉県安房支庁副支庁長及び南房総県民センター安房事務所長を歴任されております。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げ、提案理由の説明を終わります。

○議長（水野正美君） これより質疑に入るのでありますが、ただいまのところ通告はありません。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（水野正美君） これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第4号については、正規の手続を省略の上、直ちに採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（水野正美君） ご異議なしと認めます。よって、議案第4号については、正規の手続を省略の上、直ちに採決することに決しました。

これより議案第4号 固定資産評価審査委員会の補欠委員の選任につき承認を求めることについてを採決いたします。本案を、承認することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（水野正美君） 挙手全員であります。よって、議案第4号は承認することに決しました。

○議長（水野正美君） 次に、議案第5号 平成18年度勝浦市一般会計補正予算、議案第6号 平成18年度勝浦市学校給食共同調理場特別会計補正予算、議案第7号 平成18年度勝浦市国民健康保険特別会計補正予算、議案第8号 平成18年度勝浦市介護保険特別会計補正予算、議案第9号 平成18年度勝浦市水道事業会計補正予算、以上5件を一括議題といたします。

市長から提案理由の説明を求めます。藤平市長。

〔市長 藤平輝夫君登壇〕

○市長（藤平輝夫君） ただいま議題となりました議案第5号から議案第9号までの提案理由の説明を一括して申し上げます。

初めに、議案第5号 平成18年度勝浦市一般会計補正予算についてであります。今回の補正予算は、歳入歳出予算の補正、繰越明許費の設定及び地方債の補正であります。

歳入歳出予算におきましては、既定予算に3億550万4,000円を追加し、予算総額を75億

7,689万円にしようとするものであります。歳出予算のうち、議会費におきましては、議員報酬を主に 490万 7,000円を減額し、総務費におきましては、財政調整基金積立金を主に 2億 9,777万 6,000円を追加し、民生費におきましては、生活保護費を主に 3,829万 6,000円を追加し、衛生費におきましては、上水道費を主に 1,736万 3,000円を減額し、農林水産業費におきましては、漁港整備事業費を主に 145万 2,000円を追加し、商工費におきましては、観光費で67万 7,000円を減額し、土木費におきましては、橋りょう新設改良費を主に 1,244万 6,000円を減額し、消防費におきましては、消防施設費を主に 168万 3,000円を追加し、教育費におきましては、勝浦小学校改築事業費を主に 208万 1,000円を減額し、災害復旧費におきましては、道路橋りょう等災害復旧費を主に 377万 1,000円を追加しようとするものであります。

これに対する財源として、地方譲与税 505万円、地方特例交付金 1,067万 4,000円、地方交付金 7,476万 8,000円、分担金及び負担金 443万 3,000円、国庫支出金 3,877万 6,000円、県支出金 1,918万 9,000円、繰越金 1億 8,666万 3,000円、諸収入 846万 4,000円を追加計上し、市税 1,949万 6,000円、利子割交付金 700万円、財産収入91万 7,000円、市債 1,510万円を減額しようとするものであります。

繰越明許費におきましては、介護保険システム修正業務ほか1件について、年度内にその支出を終わらない見込みの額を翌年度に繰り越そうとするものであります。

地方債におきましては、ごみ処理施設整備事業債ほか9件の限度額を変更しようとするものであります。

次に、議案第6号 平成18年度勝浦市学校給食共同調理場特別会計補正予算についてであります。今回の補正予算は、歳入歳出予算の補正であります。歳入歳出予算におきましては、既定予算から 411万円を減額し、予算総額を 2億 2,575万 2,000円にしようとするものであります。歳出予算のうち、総務費の総務管理費におきまして29万 1,000円を追加し、事業費の給食事業費におきまして 440万 1,000円を減額しようとするものであります。

これに対する財源として、歳入予算で繰越金29万 1,000円を追加計上し、分担金及び負担金 440万 1,000円を減額しようとするものであります。

次に、議案第7号 平成18年度勝浦市国民健康保険特別会計補正予算についてであります。今回の補正予算は、事業勘定及び直営診療施設勘定の歳入歳出予算の補正であります。事業勘定におきましては、既定予算に 7,066万 2,000円を追加し、予算総額を27億 3,006万 3,000円にしようとするものであります。歳出予算のうち、総務費におきましては、260万 4,000円を減額し、保険給付費におきましては、療養諸費を主に 2,313万円を追加し、老人保健拠出金におきましては30万 7,000円を追加し、介護納付金におきましては47万 1,000円を減額し、基金積立金におきましては 5,000万円を追加し、諸支出金におきましては30万円を追加しようとするものであります。

これに対する財源として、歳入予算で療養給付費等交付金 2,318万 8,000円、県支出金 9万 7,000円、繰入金 1,646万 1,000円、繰越金 3,206万 6,000円を追加計上し、国庫支出金 115万円を減額しようとするものであります。

直営診療施設勘定におきましては、既定予算から10万 7,000円を減額し、予算総額を 7,829万 6,000円にしようとするものであります。歳出予算におきましては、医業費で10万 7,000円を減額しようとするものであります。

これに対する財源として、歳入予算で診療収入 710万 5,000円、繰越金82万 7,000円を追加計上し、繰入金 803万 9,000円を減額しようとするものであります。

次に、議案第 8 号 平成18年度勝浦市介護保険特別会計補正予算についてであります。今回の補正予算は、歳入歳出予算の補正であります。歳入歳出予算におきましては、既定予算に 5,848万 6,000円を追加し、予算総額を13億 1,315万 4,000円にしようとするものであります。歳出予算のうち、保険給付費におきましては、介護サービス等諸費を主に 5,802万 3,000円、地域支援事業費におきましては、包括的支援事業・任意事業費に38万 9,000円、諸支出金に 6万 4,000円、基金積立金に 1万円を追加しようとするものであります。

これに対する財源として、歳入予算で県支出金 4,076万 4,000円、支払基金交付金 1,129万 5,000円、財産収入 1万円、繰入金 2,599万 8,000円を追加計上し、介護保険料 509万 9,000円、国庫支出金 1,448万 2,000円を減額しようとするものであります。

次に、議案第 9 号 平成18年度勝浦市水道事業会計補正予算についてであります。今回の補正予算は、収益的収入及び支出、並びに資本的収入及び支出の補正であります。収益的収入で 476万 5,000円、収益的支出で36万 9,000円を追加し、資本的収入で 1億 1,860万 5,000円、資本的支出で 7,509万 9,000円を減額しようとするものであります。この内訳は、収益的収入では、その他営業収益で 476万 5,000円、収益的支出では、多年度損益修正損で36万 9,000円をそれぞれ追加し、資本的収入では、企業債で 1億 470万円、他会計出資金で 476万 5,000円、国庫補助金で 914万円、資本的支出では工事費で 1,200万円、企業債償還金で 6,309万 9,000円をそれぞれ減額しようとするものであります。

以上で議案第 5 号から議案第 9 号までの提案理由の説明を終わります。

○議長（水野正美君） この際、担当課長から補足説明を求めます。最初に、関財政課長。

〔財政課長 関 重夫君登壇〕

○財政課長（関 重夫君） 命によりまして、議案第 5 号 平成18年度勝浦市一般会計補正予算（第 5 号）の補足説明を申し上げます。

説明は事項別明細書により歳出から行います。恐れ入りますが、44ページをお開き願います。議会費であります。議会費で 490万 7,000円の減額であります。1 節報酬、3 節職員手当等及び 4 節共済費の減額につきましては、議員 1 名の離職及び議会の議員の報酬の特例に関する条例に基づいた報酬の減額に伴うものであります。

次に、46ページをお開き願います。総務費であります。総務管理費のうち一般管理費で 101万 3,000円の減額であります。12節役務費70万円の減につきましては、郵便振込手数料の改正がなかったための減額であります。

文書広報費に37万 1,000円の計上であります。需用費37万 1,000円のうち、印刷製本費は広報かつうら印刷代の追加計上分であります。

財産管理費に 3 億61万 1,000円を計上いたしました。使用料及び賃借料 208万 3,000円の減額につきましては、市議会議場音響システム借上料の入札による減であります。15. 工事請負費 169万円につきましては、いずれも組織改変に伴う庁内の改修改築工事費であります。積立金 3 億円につきましては、財政調整基金積立金であります。

情報管理費で 215万円の減額であります。使用料及び賃借料 250万円の減額につきましては、パソコン58台の借上料の入札による減であります。工事請負費35万円につきましては、組織改変

に伴う電源及びLANケーブルの敷設替え工事費でございます。

諸費に11万6,000円の計上であります。委託料30万円につきましては、市民バス運行業務委託料で、主に西原興津線の乗客数の見込みの減によるものでございます。備品購入費18万4,000円の減額につきましては、防犯パトロール車の入札による減であります。

48ページをお開き願います。戸籍住民基本台帳費に3万4,000円の計上であります。委託料3万4,000円につきましては、自動認証複合器設定業務委託料でありまして、戸籍専用コピー機内の職務代理者の認証印を助役から副市長に変更するものであります。

各種統計調査費で19万3,000円の減額であります。工業統計調査ほか2種類の統計調査費確定に伴う精算であります。

50ページをお開き願います。民生費であります。社会福祉費のうち社会福祉総務費につきましては、財源の組み替えであります。障害者福祉費に467万4,000円を計上いたしました。委託料256万2,000円の減額のうち、障害者計画・障害者福祉計画作成業務委託料66万円の減額につきましては、プロポーザルによる減であります。経過的デイサービス業務委託料108万3,000円の減額につきましては、利用日数の減によるものであります。扶助費837万2,000円につきましては、各種事業費の給付実績等を考慮し、増額及び減額をいたしました。償還金利子及び割引料69万2,000円でございますが、償還金でありまして、いずれも平成17年度事業費精算に伴う国庫負担金等の返還金であります。

老人福祉費に593万円を計上いたしました。報償費68万4,000円の減額につきましては、見込みよりも対象者が少なかったための減であります。委託料345万4,000円のうち、介護保険システム修正業務委託料400万円につきましては、平成20年度から始まります高額医療及び高額介護合算療養費制度に対応するためのシステム修正業務委託料であります。負担金補助及び交付金99万7,000円の減額につきましては、社会福祉法人等利用者負担額軽減割合助成金で、制度を申請する法人がなかったことによる減額であります。

52ページをお開き願います。扶助費で432万3,000円の減額であります。これにつきましては、いずれも見込みよりも対象者が少なかったことによる減であります。繰出金733万1,000円につきましては、介護保険特別会計への繰出金であります。

次に、国民健康保険費に812万2,000円を計上いたしました。繰出金812万2,000円につきましては、国民健康保険特別会計事業勘定への繰出金の追加及び直営診療施設勘定への繰出金の減額であります。

続きまして、指定居宅介護支援事業費で167万6,000円の減額であります。委託料167万6,000円の減額につきましては、居宅介護支援事業業務委託料で総野園への委託件数が見込みよりも少なかったことによる減額であります。

次に、児童福祉費のうち児童措置費で669万6,000円の減額であります。扶助費669万6,000円につきましては、児童手当の支給対象者が当初見込みよりも少なかったことによる減額が主な理由でございます。

次に、母子福祉費に24万8,000円を計上いたしました。扶助費24万8,000円につきましては、ひとり親家庭医療費等助成事業費で、受給件数の増による追加計上であります。

次に、保育所費に86万1,000円を計上いたしました。委託料86万1,000円につきましては、保育所管外委託料で、委託者の増に伴う追加計上であります。

54ページをお開き願います。生活保護費のうち生活保護総務費に 1,269万 5,000円を計上いたしました。これにつきましては、生活保護費国庫負担金返還金でありまして、平成19年度事業費の精算に伴う返還金であります。扶助費に 1,413万 8,000円を計上いたしました。生活保護費でありまして、医療扶助対象人員の増に伴う追加計上であります。

56ページをお開き願います。衛生費であります。保健衛生費のうち保健衛生総務費で31万円の減額であります。委託料31万円の減額につきましては、婦人の健康診査業務委託料で、対象者の減によるものであります。

予防費で 276万円の減額であります。これにつきましては、日本脳炎の予防接種による健康被害が全国的に数件発生いたしまして、厚生労働省の指示により接種を中止したことによる関係経費の減額が主な内容でございます。

環境衛生費で 431万 8,000円の減額であります。負担金補助及び交付金 403万 5,000円の減額につきましては、勝浦市合併処理浄化槽設置事業補助金で、当初見込みよりも申請件数が少なかったことによる減額であります。

老人保健費で 250万円の減額であります。1 節報酬、7 節賃金及び委託料につきましては、基本健康診査及びがん検診の事業実績による減額であります。

次に、清掃費のうち塵芥処理費で 261万円の減額であります。工事請負費 261万円のうち、ごみ焼却施設改修工事費 346万円の減額につきましては、入札による減であります。

58ページをお開き願います。上水道費で 486万 5,000円の減額であります。投資及び出資金 486万 5,000円の減額のうち、水道事業会計出資金、これは老朽石綿管布設更新分でございますが、これの 476万 5,000円の減額につきましては、消火栓設置費であり、消防費のうち消防施設費の負担金補助及び交付金に予算の組み替えを行うものであります。

60ページをお開き願います。農林水産業費であります。農業費のうち農業委員会費で41万 1,000円の減額であります。報酬29万 9,000円の減額につきましては、農業委員会委員報酬で、委員定数2名減によるものであります。

農地費で 299万 7,000円の減額であります。工事請負費38万 2,000円の減額につきましては、入札による減であります。負担金補助及び交付金 261万 5,000円の減額につきましては、勝浦市土地改良区補助金で、勝浦ダム堰堤の草刈り後の草の処分を業者委託せず、土地改良の職員で処理したことによる事業費の減が主な内容でございます。

水産業費のうち、水産業振興費で 100万円の減額であります。負担金補助及び交付金 100万円の減額につきましては、漁獲共済事業補助金で、新勝浦漁協の西部支所の未加入によるものであります。

漁港整備事業費に 586万円を計上いたしました。負担金補助及び交付金 586万円のうち広域漁港（勝浦漁港）整備事業負担金 550万 3,000円につきましては、泊地浚渫事業に伴う地元負担分であります。

62ページをお開き願います。商工費であります。商工費のうち商工業振興費につきましては、財源の組み替えでありまして、県総合補助金の確定を主とするものであります。

観光費で67万 7,000円の減額であります。委託料67万 7,000円の減額につきましては、海水浴場開設業務等委託料でありまして、今年は台風等が少なかったことによる海岸清掃車両借上料の減が主な理由でございます。

64ページをお開き願います。土木費であります。土木管理費のうち土木総務費で2万4,000円の減額であります。委託料2万4,000円の減額につきましては、興津水門管理業務委託料で、県委託金の減によるものであります。

道路橋りょう費のうち道路橋りょう総務費で166万7,000円の減額であります。委託料166万7,000円の減額のうち、道路用地登記測量図作成業務委託料160万7,000円の減額につきましては、入札による減等であります。

続きまして、道路維持費で163万4,000円の減額であります。委託料84万6,000円につきましては、このうち市道草刈委託料51万9,000円につきましては、入札による減額であります。簡易パーキング維持管理委託料25万円の減額につきましては、当初、供用開始時期を4月と見込んでいたものが8月に遅延しましたので、これによる減額でございます。

続きまして、道路新設改良費で2万1,000円の減額であります。工事請負費289万6,000円の減額につきましては、いずれも入札による減であります。公有財産購入費85万1,000円の減額につきましては、市道用地購入費で勝浦荒川線串浜1号橋下の境界未確定による減額であります。負担金補助及び交付金372万6,000円のうち県単排水整備事業負担金70万7,000円につきましては、国道128号線、塩田病院付近の排水整備事業費の5分の1であります。急傾斜地崩壊対策事業負担金300万円につきましては、興津新屋敷の事業費の5%であります。

続きまして、橋りょう新設改良費310万2,000円の減額であります。工事請負費310万2,000円の減額につきましては、橋りょう整備工事費で、鶴原1号橋の入札による減であります。

66ページをお開き願います。都市計画費のうち都市計画総務費で288万7,000円の減額であります。委託料288万7,000円の減につきましては、都市計画基礎調査業務委託料で、調査内容の見直し等による減であります。

街路事業費で61万1,000円の減額であります。工事請負費61万1,000円の減額につきましては、入札による減であります。

住宅費のうち住宅管理費につきましては、財源の組み替えであります。

住宅建設費で250万円の減額であります。工事請負費250万円の減額につきましては、市営住宅改築工事費で、入札による減であります。

次に、68ページをお開き願います。消防費であります。常備消防費に97万3,000円の計上であります。職員手当等259万6,000円につきましては、災害等出動手当の追加計上であります。

消防施設費に281万円を計上いたしました。工事請負費195万5,000円の減のうち、耐震性貯水槽新設工事費131万8,000円につきましては、入札による減であります。消防詰所解体工事費63万7,000円の減額につきましては、古新田班詰所を地元へ譲渡するための減であります。負担金補助及び交付金476万5,000円につきましては、消火栓維持管理負担金でございまして、これは老朽石綿管布設替えに伴う消火栓設置分であります。

災害対策費で210万円の減額であります。いずれも入札による減であります。

70ページをお開き願います。教育費であります。小学校費のうち学校管理費につきましては、財源の組み替えであります。

教育振興費で88万8,000円の減額であります。備品購入費8万8,000円の減額につきましては、学校備品購入費で見積もり合わせによる減であります。

勝浦小学校改築事業費で188万1,000円の減額であります。委託料188万1,000円の減額につ

きましては、勝浦小学校外構等設計業務委託料及び校舎解体設計業務委託料のいずれも入札による減であります。

中学校費のうち学校管理費で 184万 9,000円の計上であります。なお、このうち、この中には北中学校が本年 1 月にソニーこども科学教育プログラムの科学論文で全国ベストテンの評価を受け、優秀プロジェクト校として表彰されまして、ソニー教育財団から助成金50万円が支給されましたので、これを財源に北中学校の文具及び備品類を整備するための経費も含んで計上してあります。委託料14万円につきましては、樹木伐採委託料で、勝浦中学校敷地内であります。工事請負費 100万円につきましては、校舎防水補修工事費で、興津中学校の雨漏り修繕工事費であります。備品購入費25万 9,000円につきましては、先ほど説明いたしました北中学校の学校備品購入費で、大型プリンターの購入費であります。

続きまして、教育振興費に 9万 1,000円を計上いたしました。需用費 9万 1,000円につきましては、消耗品でありまして、先ほど申し上げました北中の文具等の購入費であります。

続きまして、幼稚園費に62万円を計上いたしました。修繕料でありまして、ブランコ、屋上スピーカー及び屋内消火栓の修繕料であります。

続きまして、72ページをお開き願います。社会教育費のうち社会教育総務費で 104万 1,000円の減額であります。報酬84万 9,000円の減額のうち、家庭教育指導員報酬75万 6,000円の減額につきましては、中途離職による減であります。

続きまして、公民館費につきましては、財源の組み替えであります。

保健体育費のうち保健体育総務費で83万 1,000円の減額であります。負担金補助及び交付金83万 1,000円の減額につきましては、いずれも精算による減であります。

続きまして、74ページをお開き願います。災害復旧費であります。農林水産施設災害復旧費のうち農地農業用施設災害復旧費で55万 5,000円の減額であります。工事請負費54万円の減額につきましては、農地農業用施設災害復旧工事費で、入札による減であります。

次に、公共土木施設災害復旧費のうち道路橋りょう等災害復旧費に 432万 6,000円の計上であります。工事請負費 404万 6,000円のうち、道路災害復旧工事費 614万 6,000円につきましては、勝浦荒川線であります。河川災害復旧工事費 210万円の減額につきましては、入札による減であります。

以上で歳出の説明を終わります。

○議長（水野正美君） 説明中ですが、午前 11 時 10 分まで休憩いたします。

午前 10 時 56 分 休憩

午前 11 時 10 分 開議

○議長（水野正美君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

説明を求めます。関財政課長。

〔財政課長 関 重夫君登壇〕

○財政課長（関 重夫君） それでは、続きまして、歳入に移ります。28ページをお開き願います。市税であります。市民税のうち個人で 999万 3,000円の減額であります。現年課税分及び滞納繰越分ともに徴収率の見直しによる減であります。

法人で65万 9,000円の減額であります。現年課税分で、これも徴収率見直しによる減でありま

す。

固定資産税で 837万 1,000円の減額であります。現年課税分 239万 1,000円の追加計上につきましては、18年度評価替えによる当初見込みとの差額の計上であります。滞納繰越分 1,076万 2,000円の減額につきましては、徴収率の見直しによる減が主な理由でございます。

軽自動車税で47万 3,000円の減額であります。滞納繰越分47万 3,000円の減額につきましても、徴収率の見直しによる減でございます。

地方譲与税であります。所得譲与税に 505万円の計上であります。交付額確定に伴う追加計上であります。

30ページをお開き願います。利子割交付金で 700万円の減額であります。3期にわたり交付されますが、1期、2期の交付額を勘案し、減額いたしました。

地方特例交付金に 1,067万 4,000円の計上であります。減税補てん特例交付金及び児童手当特例交付金につきましては、交付額確定に伴う計上であります。

地方交付税に 7,476万 8,000円を計上いたしました。普通交付税であります。

32ページをお開き願います。分担金及び負担金であります。分担金のうち農林水産業費分担金に 345万 8,000円を計上いたしました。水産業費分担金 351万 6,000円につきましては、県営水産基盤整備事業費分担金でありまして、これは広域漁港整備事業費及び県単漁港維持改良事業費で、地元負担金分、60%分であります。

災害復旧費分担金で94万 4,000円の減額であります。農林水産施設災害復旧費分担金94万 4,000円の減額につきましては、農地農業用施設災害復旧事業費分担金で、工事費及び国庫負担金確定による負担割合の減であります。

負担金のうち民生費負担金に 191万 9,000円を計上いたしました。社会福祉費負担金 124万 2,000円のうち介護サービス事業費負担金 110万 6,000円の計上につきましては、総野園入所者及びデイサービス等の利用者負担の増であります。児童福祉費負担金67万 7,000円につきましては、保育所管外受託運営費負担金で、受託対象者の増であります。

国庫支出金であります。国庫負担金のうち民生費国庫負担金に 1,819万 5,000円を計上いたしました。社会福祉費負担金 1,171万 1,000円の計上につきましては、障害者自立支援法の施行に伴う負担金名称の変更による予算の組み替え及び補助対象額変更に伴う追加及び減額であります。児童福祉費負担金 370万 2,000円の減額のうち、児童手当交付金で、被用者分10分の8、非被用者分3分の1、特例給付10分の10、被用者小学校修了前特例給付及び非被用者小学校修了前特例給付につきましては、3分の1であります。

34ページをお開き願います。生活保護費負担金 1,018万 6,000円の追加計上につきましては、生活保護費負担金で、補助率4分の3であります。

衛生費国庫負担金に24万 5,000円を計上いたしました。保健衛生費負担金24万 5,000円につきましては、老人保健事業費負担金で、健康診査費の減によるもので、補助率3分の1であります。

次に、教育費国庫負担金に 2,369万 1,000円を計上いたしました。小学校費負担金 2,369万 1,000円につきましては、公立学校施設整備事業費負担金で、補助単価改定による増であります。

続きまして、災害復旧費国庫負担金に 327万 4,000円を計上いたしました。公共土木施設災害復旧費負担金 288万 5,000円につきましては、公共土木施設災害復旧費負担金で、勝浦荒川線事業費の66.7%分が主なものであります。

次に、農林水産施設災害復旧費負担金38万 9,000円につきましては、農地農業用施設災害復旧事業費負担金でありまして、事業費確定による増であります。

国庫補助金のうち民生費国庫補助金で 705万 8,000円の減額であります。社会福祉費補助金 705万 8,000円減額のうち在宅福祉事業費補助金及び在宅心身障害児(者)福祉対策費補助金につきましては、補助対象額変更に伴う減であります。介護保険システム改修事業費補助金につきましては、基準額の2分の1でございます。

次に、衛生費国庫補助金で 106万 9,000円の減額であります。保健衛生費補助金 106万 9,000円の減額につきましては、循環型社会形成推進交付金で、合併浄化槽の補助対象が10基減によるもので、補助率3分の1であります。

土木費国庫補助金に 349万 8,000円を計上いたしました。住宅費補助金 349万 8,000円のうち、地域住宅交付金 357万 8,000円の増につきましては、配分金の増に伴うものでございます。

委託金のうち土木費委託金で 200万円の減額であります。都市計画費委託金 200万円の減額につきましては、都市計画基礎調査委託金で、県委託への組み替えであります。

36ページをお開き願います。県支出金であります。県負担金のうち民生費負担金に 1,878万 2,000円を計上いたしました。社会福祉費負担金 2,161万円のうち、障害者自立支援給付費負担金につきましては、補助率4分の1でございます。国民健康保険保険基盤安定負担金 410万 3,000円につきましては、交付決定による増であります。児童福祉費負担金 282万 8,000円の減額のうち、児童手当負担金につきましては、被用者分10分の1、非被用者、以下、3分の1であります。

衛生費県負担金に24万 5,000円を計上いたしました。保健衛生費負担金24万 5,000円につきましては、老人保健事業負担金で、歳出の3分の1であります。

県委譲事務交付金で57万 1,000円の減額であります。県委譲事務交付金57万 1,000円の減額につきましては、条例による事務処理の特例に係る市町村交付金、これにつきましては、交付額決定に伴う減であります。

県補助金のうち総務費県補助金で6万 7,000円の減額であります。これにつきましては、千葉県みんなの力で行う防犯活動支援事業補助金で、防犯パトロール車の購入費確定に伴う補助率3分の1であります。

民生費県補助金で 543万 3,000円の減額であります。社会福祉費補助金 581万 4,000円の減につきましては、補助対象額の変更に伴う増額及び減額であります。児童福祉費補助金38万 1,000円のうち、ひとり親家庭医療費等助成事業費補助金12万 4,000円につきましては、受診件数の増に伴う補助率2分の1であります。産休等代替職員補助金26万 9,000円につきましては、対象者2名の増であります。

続きまして、衛生費県補助金で 158万 6,000円の減額であります。保健衛生費補助金 149万 5,000円の減額につきましては、生活排水対策浄化推進事業費補助金で、合併浄化槽設置件数の減に伴うものであります。

38ページをお開き願います。農林水産業費県補助金に76万 7,000円を計上いたしました。このうち水産業費補助金50万円につきましては、元気な市町村づくり総合補助金で、カツオまつり事業の2分の1であります。消防費県補助金で18万 9,000円の減額であります。消防費補助金18万 9,000円の減額につきましては、消防施設強化事業補助金で、大森消防詰所及び消防ポンプ自動

車等の事業費確定に伴う減であります。商工費県補助金に 650万円を計上いたしました。この 650万円の内訳につきましては、元気な市町村づくり総合補助金で、ビッグひな祭り、若潮まつり、いんべやあフェスタ勝浦、コスモスまつり及び観光宣伝事業にかかわる経費の 2 分の 1 補助でございます。

次に、委託金のうち、総務費委託金で 19 万 3,000 円の減額であります。統計調査費委託金で 19 万 3,000 円の減につきましては、精算に伴う減であります。

次に、土木費委託金に 92 万 1,000 円を計上いたしました。このうち都市計画費委託金 94 万 5,000 円につきましては、交付決定によるものであります。

民生費委託金に 13 万円を計上いたしました。これにつきましては、身体障害児（者）等の実態調査交付金で、事業費全額が交付の対象となります。

続きまして、財産収入であります。財産収入のうち財産貸付収入で 91 万 7,000 円の減額であります。総務財産収入 91 万 7,000 円の減につきましては、普通財産貸付で、土地につきましては、1 件の売却及び地価下落に伴う貸付料の引き下げによる減であります。建物につきましては、上野診療所の閉鎖に伴う貸付料の減であります。

40 ページをお開き願います。繰越金に 1 億 8,666 万 3,000 円を計上いたしました。前年度純繰越金でありまして、今回の計上により留保はございません。

続きまして、諸収入であります。雑入のうち介護給付費収入で 51 万 6,000 円の減額であります。介護給付費収入 51 万 6,000 円減のうち、施設介護収入及び通所介護収入、また短期入所生活介護収入、いずれも総野園の介護費収入で、決算見込みを考慮し計上いたしました。続きまして、居宅介護サービス計画費収入 131 万 1,000 円の減額につきましては、総野園への委託分の減であります。

次に、過年度収入に 951 万 9,000 円を計上いたしました。国庫支出金過年度収入 109 万 6,000 円につきましては、平成 17 年度の身体障害者保護費負担金及び老人保健事業費負担金であります。県支出金過年度収入 842 万 3,000 円につきましては、生活保護費県負担金で、居住地不明者分の扶助費が全額県費負担となるものであります。

雑入で 53 万 9,000 円の減額であります。これにつきましては、配食サービス対象者の減に伴う利用者負担額の減が主な理由であります。

続きまして、42 ページをお開き願います。市債であります。衛生債から教育債、これにつきましては、入札による事業費確定に伴う減額でございます。

災害復旧債に 140 万円を計上いたしました。公共土木施設災害復旧債 140 万円につきましては、現年発生補助災害復旧事業債で、勝浦荒川線ほかであります。

以上で一般会計補正予算（第 5 号）の補足説明を終わります。

なお、給与費明細書の説明は省略させていただきます。

○議長（水野正美君） 次に、滝本市民課長。

〔市民課長 滝本幸三君登壇〕

○市民課長（滝本幸三君） それでは、命によりまして議案第 7 号 平成 18 年度勝浦市国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）のうち事業勘定分の補足説明を申し上げます。

説明は事項別明細書により歳出から申し上げます。恐れ入りますが、98 ページをお開き願います。総務費の一般管理費で 260 万 4,000 円の減額であります。保険証のカード化に伴い、有効期

限を本年7月31日に設定したため、18年度に予定しておりました保険証の印刷代及び郵送料の減によるものであります。

100ページをお開き願います。保険給付費であります。療養諸費の退職被保険者療養給付費に2,195万5,000円の追加であります。給付費の伸びが当初予算で見込んだ額を上回っておりますので、これまでの実績と今後の給付見込額を勘案し、不足額を追加計上しようとするものであります。

次の退職被保険者等高額療養費117万5,000円につきましても、同様の理由により追加計上しようとするものであります。

102ページをお開き願います。老人保健拠出金に30万7,000円の追加であります。医療費拠出金に30万6,000円、事務費拠出金に1,000円の追加であります。額の確定により不足額を追加計上しようとするものであります。

104ページをお開き願います。介護納付金で47万1,000円の減額であります。額の確定による減であります。

106ページをお開き願います。基金積立金であります。財政調整基金積立金に5,000万円の追加であります。高額な医療費の発生等、偶然の要因に基づく保険財政の変動に対応できるよう、平成17年度繰越金等から5,000万円を積み立てようとするものであります。

108ページをお開き願います。諸支出金であります。繰出金の直営診療施設勘定繰出金に30万円の追加であります。平成18年度千葉県国民健康保険特別調整交付金交付要綱により、国保診療施設に対する措置分として30万円が交付されることに伴う追加計上であります。この経理につきましては、一度、事業勘定の歳入で受けた後、直営診療施設勘定へ全額繰り出しするものであります。

次に、歳入について申し上げます。94ページをお開き願います。国庫支出金であります。国庫負担金の療養給付費等負担金で115万円の減額であります。保険基盤安定負担金、老人保健医療費拠出金及び介護納付金の額の確定に伴う減であります。

次に、療養給付費等交付金に2,318万8,000円の追加であります。これは先ほど歳出で申し上げました退職被保険者等療養給付費等から退職者に係る国保税と第三者行為納付金等を差し引いた額に既定予算との差額を計上したものであります。

次に、県支出金の県財政調整基金交付金で9万7,000円の追加であります。保険基盤安定負担金、老人保健医療費拠出金及び介護納付金の額の確定に伴う普通調整交付金20万3,000円の減と、先ほど歳出で申し上げました国保診療施設に対する措置分として交付される30万円との差額を計上したものであります。

次に、96ページをお開き願います。繰入金であります。一般会計繰入金で1,646万1,000円の追加であります。このうち保険基盤安定繰入金の保険税軽減分504万4,000円の追加につきましては、一般被保険者の低所得者に対する国民健康保険税軽減額が1億2,981万1,000円と確定し、既定予算が1億2,476万7,000円でありますことから、この差額分を追加計上しようとするものであります。

同じく次の保険基盤安定繰入金の保険者支援分につきましても、確定額が2,780万9,000円であり、既定予算が2,653万円であることから、この差額を追加計上しようとするものであります。

次に、職員給与費等繰入金260万4,000円の減額であります。これは、先ほど歳出の総務費で

申し上げました保険証の印刷代及び郵送料に係る経費の減によるものであります。

次の財政安定化支援事業繰入金 1,274万 2,000円の追加につきましては、保険者の責に帰することができない事情を補う財源の一部として一般会計から繰り入れるもので、確定額は 3,556万 9,000円であり、既定予算が 2,282万 7,000円であることから、この差額を追加計上しようとするものであります。

次の繰越金につきましては、歳出に伴う財源調整のため、平成17年度の繰越金の一部を充てようとするものであります。

以上で議案第7号 平成18年度勝浦市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）のうち事業勘定分の補足説明を終わります。

○議長（水野正美君） 次に、関介護健康課長。

〔介護健康課長 関 修君登壇〕

○介護健康課長（関 修君） 命によりまして、議案第8号 平成18年度勝浦市介護保険特別会計補正予算（第4号）につきまして、事項別明細書により補足説明を申し上げます。

まず、歳出について申し上げます。恐れ入りますが、132ページをお開き願います。保険給付費についてでございますが、まず、介護サービス等諸費に 6,178万 5,000円を追加計上しようとするものであります。この主な内容を申し上げますと、居宅介護サービス給付費につきましては、要支援に係る給付費が経過的要介護となり、介護給付費として取り扱われたこと及び利用件数の伸びにより 5,377万円の追加をしようとするものであります。

次に、施設介護サービス給付費につきましては、利用給付実績等を勘案し、824万 1,000円を減額しようとするものであります。

居宅介護サービス計画給付費（ケアプラン作成料）につきましては、平成18年度からプラン作成に対する報酬改訂がなされたこと、また利用件数の増加により 759万 1,000円を追加しようとするものであります。

次に、地域密着型介護サービス給付費につきましては、利用給付実績等から、今後の給付見込額に対する不足額 861万 1,000円を追加計上しようとするものであります。

次に、134ページをお開き願います。特定入所者介護サービス等費につきましては、施設利用者の居住費・食費が原則自己負担に伴う低所得者の負担軽減を図るための施設に対する補足的給付であり、給付実績等から 357万 8,000円を減額しようとするものであります。

次に、136ページをお開き願います。地域支援事業費の包括的・継続的ケアマネジメント支援事業費、14節使用料及び賃借料15万 5,000円につきましては、本年4月から地域包括支援センター設置に伴うシステム借上料でございます。

次に、138ページをお開き願います。諸支出金の償還金及び還付金につきましては、平成17年度分国の調整交付金の再確定に伴う返還金 6万 4,000円の計上でございます。

140ページをお開き願います。介護給付費準備基金積立金 1万円につきましては、準備基金 1,000万円の定期預金利子を積み立てようとするものであります。

続きまして、歳入について申し上げます。126ページをお開き願います。まず、介護保険料 509万 9,000円の減額についてであります。当初予算で 2億 341万 7,000円を計上いたしましたが、特別徴収と普通徴収の対象者の割合に変動を生じたこと等により、保険料収納額が 1億 9,831万 8,000円と見込まれることから、その差額分 509万 9,000円を減額しようとするもので

あります。

次に、国庫支出金のうち国庫負担金につきましては、平成18年度から介護給付費負担金が施設分15%と、その他分20%に区分され、施設分の5%相当額については、県負担金で交付されることとなりました。今回、国の内示額により1,701万6,000円の減額をしようとするものであります。

次に、国庫補助金のうち、調整交付金につきましては、保険給付費の決算見込額5,802万3,000円の増が見込まれ、237万7,000円を追加しようとするものであります。

地域支援事業交付金15万7,000円につきましては、包括的支援事業・任意事業の今回補正事業費の40.5%分の計上でございます。

次に、県支出金、県負担金、介護費県負担金につきましては、先ほど国庫負担金で申し上げました介護給付費負担金のうち施設分につきましては5%増の17.5%、その他分12.5%として交付されるものでありまして、今回、内示額との差額4,068万6,000円を追加計上しようとするものであります。

次のページをお開き願います。県補助金の地域支援事業交付金7万8,000円につきましては、包括的支援事業・任意事業の今回補正事業費の20.25%分でございます。

次に、支払基金交付金につきましては、保険給付費に対する31%の法定負担分で、交付内示額との差額1,129万5,000円を追加しようとするものであります。

次に、繰入金、一般会計繰入金のうち、介護給付費繰入金725万3,000円につきましては、今回の補正介護給付費の12.5%に当たる法定負担分であり、地域支援事業繰入金は同じく包括的支援事業・任意事業費の20.25%分であります。

130ページをお開き願います。介護給付費準備基金繰入金1,866万7,000円の計上につきましては、保険料等財源補てん分であります。

以上で議案第8号 平成18年度勝浦市介護保険特別会計補正予算の補足説明を終わります。

なお、給与費明細書の説明は省略させていただきます。

○議長（水野正美君） これをもちまして市長の説明及び担当課長からの補足説明を終わります。

これより質疑に入るのでありますが、質疑に際しましては議案番号を、事項別明細書はページ数をお示し願います。

ただいまのところ通告はありません。質疑はありませんか。児安利之議員。

○15番（児安利之君） まず、一般会計補正でお願いします。たびたび同じことを聞いて恐縮なんですけど、地方債補正、9ページですけども、私、どうしても今までの執行部の説明では理解が十分できないでいるわけですけども、最後の償還の方法のところなんですけど、「政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。」、その次なんですけど、「ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰り上げ償還もしくは低利に借換えすることができる。」ということで、あえてただし書きで、必ず償還の方法について明記してくるわけですね。なかった試しがない。ところが、じゃあ私が、そういう地方債借り入れとその償還の方法について、あらかじめこういうただし書きをつけて、繰り上げ償還及び借りかえをやることのできるんだと、市財政の都合によりという一時的な理由でいいんだと、そういう意味だと思ふんですね。

ところが、現実には、後に水道事業会計がありますが、ここの起債でも、地方債関係だからつ

いでにいきますけども、23ページの企業債補正で、これも「政府資金または公営企業金融公庫」云々として、「ただし、財政の都合により据置期間及び償還期間を短縮し、もしくは繰上償還又は低利に借換えすることができる。」、その前の「銀行その他の場合には、その債権者と協定するものとする。」、こういうふうになっているんだが、たしか私、一貫して、市の財政状況がまさに、都合によって、ある場合には、一時は金利7%という高利の、あるいはそれ以上の高利で借りている。それがずうっとその高金利で続いて償還してきている。最近の起債などは金利が1%とか2%とか、5%も6%も差額があるんだという中で、まさに市の財政の都合によってこういうことをやっていけば、例えば水道事業では、公営企業の関係で、一貫して私も主張したけれども、企業側、水道事業管理者の方も、担当が努力して借りかえその他をやって、トータルで、この五、六年で、多分7,000万か8,000万ぐらい、いわゆる金利を稼ぐというか、高利で借りているのを低利に借りかえることによって、それだけ、七、八千万の金利を浮かすということがやられていると思うんですね。事ほどさように、一般会計でなぜできないのか。そうすると、答弁は、政府資金はそういう制度はないんだと、借りかえとか繰り上げ償還が認められない、こう言っているわけですね。じゃあ、認められないものをなぜただし書きで、償還の方法で、いつもこういうふうにならずつけてくるのかというふうに、私はどうも不思議でならない。その辺、改めてもう一度聞きたい。

それと、もう一つは、「銀行その他の場合には」というのは、つまり縁故債のことだと思うんですね。市中銀行から借り入れる一時借入金は、起債じゃないけれども、いわゆる縁故債。この場合に、協定によって借りするというんですから、協定を結ぶときに、借りかえとか繰り上げ償還の道もあるんだよという協定で結べないのか、銀行と。そういう最初からの借り入れの条件にすれば、金利が下がったときに、借りかえなり、その他ができるじゃないかという主張をするんだけれども、それでは貸してもらえないと、こういう理由になっちゃっているんですけど、貸してもらえなきゃ、貸してくれるような銀行を探せばいいじゃないですか。借り手ですから。こっちはお客さんですから、銀行から見ればね。しかも取りっぱぐれのないお客さんですから。そういう点、どうしても納得できないんで、もう一度、この点について、地方債関係についてお尋ねをしたい。一般会計ですね。

それから、歳入でもう一つなんですが、市税の関係で若干お聞きしておきたいんですが、市民税の個人分で、補正が減額補正で滞納繰越分が671万5,000円ですか。これ、補正前が1,785万2,000円なんですね。決算見込みで1,113万7,000円なんですが、差し引き、三角の671万5,000円の補正なんですが、これ、補正前から見ると約40%弱の減額補正なんですね。そうすると、余りにも、いわゆる全体の中の40%弱の減額補正というと、何か特別の理由があったのかと。当初の見込みで立てた滞納繰越分を歳入として、これだけ、1,785万2,000円の収入を見込むよと。だけど、やってみたら、その4割も見込みから見て徴収できなかったということは、余りにも、当初なり、その時点での見込みが甘いとか、あるいは逆に言えば、何か、見込んだけれども、通常の状態ではない、特殊な状況がそこに生まれたのかどうか、その辺の理由を説明をしていたきたいわけです。

そういう観点で見ると、固定資産税の滞納繰越分、これについても、補正前が4,377万3,000円で、決算見込みが3,301万1,000円ですから、三角1,076万2,000円、つまり25%ぐらいの、言ってみれば見込んだものよりも実績は上がらない、平たく言えばそういうことなんですね。ま

あ4分の1ほどの見込み違いというか、そういうことはどういう理由なんでしょうか。

それから、これは税ではないんだが、利子割交付金、31ページですか、これについて、補正前が1,300万なんだけれども、決算見込みで600万なんです。そうすると、三角700万ですから、1,300万から見ると約5割弱の減額なんですけれども、これは何か特別な理由があるのかどうかということもお聞きしておきたいというふうに思います。

次に、歳出にいきますが、総務費で、47ページ、財政調整基金積立金が3億円計上されているんですが、今回の補正でプラスマイナス、最終補正になろうかというふうに思うんだが、そうすると勝浦市としては、歳入歳出の差額を、もう決算見込みやっているわけですから、大ざっぱに言って、18年度の収支がどのようになっておるのか。3億も財調に積み上げることができて、しかも歳入歳出のバランスがどの程度でおさまろうとしているのか。かなり節約してもらったのか、あるいは住民要望を満たさないで、お金ためようお金ためようと一生懸命になったのか、いろいろあると思うんですが、全体として、これはどういう決算見込みになっていくのか。その点についてお尋ねをします。

それから、59ページの衛生費の南房総広域水道企業団出資金10万円の減額であります。これ、大多喜ダムの関係だと、こういうことで補足説明があったわけですが、大多喜ダムについて、南房総広域水道企業団としては、どういう位置づけで、将来、どういう方向でこの広域水道をやろうとしているのか。なぜ今、大多喜ダムなのかという声が結構あるわけですが、それらも含めて、概括というか、大まかで結構ですから、方向性について、大多喜ダムを中心とした説明をお願いをしたい。

それから、61ページの農業費であります。工事請負費で農道舗装工事費とか農道排水整備工事費の減額が出てきているわけですが、今、これとの関連で申しわけないんだが、いわゆる勝浦市の特殊性で、土木費の方における急傾斜地崩落対策事業がある。農林水産業費の方でいわゆる治山事業の整備事業がある。これ、本当に国県の財源投入のこともあるわけで、勝浦市限りでどうのこうのできないものですから、事業が非常に制約されて、もっともっとやりたいんだけど、国県財源の手当ての関係でできないという現実があると思うんですね。そうは言っても、住民サイドからすれば、がけ下の、あるいは山の下のお宅にとっては、一日も早くやってもらいたいという強い要望がある中で、全体として治山事業でやらねけりゃならない、大まかで結構ですが、勝浦市で今、認識している箇所について、未整備についてはどの程度持っておられて、どの程度のテンポでやっていくつもりがあるのか。そういう点についてお尋ねをしたい。そのことについては、今言いましたように65ページの負担金補助及び交付金の急傾斜地崩落対策事業負担金300万、これはついてますが、このことについて、未対策箇所、それと年次計画なども含めて、もし今データ持ってなかったら結構ですが、持ってたなら、このことについてぜひお尋ねをしておきたいということでもあります。

次に、73ページの教育費、特に社会教育費との、これも関連で申しわけないんだが、私、今回の市長の行政報告に、中央公民館、市民会館の耐震強度の診断の結果が報告されるのかなというふうに思っておりました。しかし、今日の行政報告ではそれはなかったわけですが、聞き及んでいる私の認識では、社会教育委員会議やその他の会議の中で予算づけされた耐震強度の診断結果が、その契約期間は2月いっぱいだと。2月いっぱいでは結果が出るということを聞いております。したがって、もう2月いっぱいでは過ぎているわけで、そういう点では、私、市民会館、

中央公民館の件については後日の一般質問の項目にも入れておりますので、今日の段階では、耐震診断の結果が強度幾つなのか。0.7以下については補強の必要があるというふうに言われているわけなんだが、それはどうなのかということも1点だけお聞きしておきたい。もし、これが今のままの使用に耐えられないというほどの強度であったならば、当然、今、中央公民館でやっている公民館教室や、あるいはその他の自主的な文化サークルが定例的に行っている文化活動やその他に影響するわけですから、必要とあれば補正で組んでいただかなければ、代替の会場を借りるとか、その他の点で、やはり停滞が生まれてしまうわけですから、そんな点は一般質問の方に譲りますが、いずれにしても、耐震診断の結果が幾つで、そして、その結果によって引き続き、当面は市民会館なり中央公民館の使用が可能なのか否か、その点についてお聞きしておきたい。以上です。

○議長（水野正美君） 発言中ですが、午後1時まで休憩いたします。

午前11時57分 休憩

午後 1時00分 開議

〔2番 佐藤啓史君退席〕

○議長（水野正美君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

児安利之議員。

○15番（児安利之君） 次に、75ページの災害復旧費の勝浦荒川線の関係ですが、工事請負費で614万6,000円ですか、荒川線関係で計上されているわけですが、私もあそこの現場、危なくない程度にちょっと柵を越させてもらって、下をちょっと、下からはもちろん見てないですけども、かなりの難工事が予想されるというふうに素人目には見えるわけですけども、あそこの災害の簡単な経緯と、それから、工法と、どういうふうな、たしか、あそこの橋については、あの道路をつくったときに、工法的には非常に優れたもので、よそからも見学に来たということが記憶にあるわけですけど、そういう中で今回、崩落が起きたわけですけど、その点について、つまり、600万余りのお金で本当に今後の安全対策というか、そういうものはできるのかどうか、その点についてお尋ねをしたい。

それから、次に、学校給食共同調理場会計ですが、小中学校とも歳入でいえば負担金、歳出でいえば給食事業費の賄い材料費の減額があるわけですけど、これについては例年のような原因なのか、あるいは今年度における特殊な事情があるのかどうか、それについてお尋ねをしたい。

次に、国民健康保険特別会計ですが、107ページの基金積立金5,000万が計上されているわけですが、このプラスによって積立金現在高はいかほどになるのかお尋ねします。

それから、過日、国保運営協議会が行われたときの資料によれば、平成18年度の決算見込みで歳入歳出の差引額が8,076万円出るわけですけど、この8,076万円のほかに、これはこれとして差引残が出るわけですけど、今回、補正で計上されてきた積立金の5,000万は織り込まれているのかどうか。つまり、合わせて1億3,000万余りが財源として相残るのかどうかということをお聞きしたい。そうだとすると、私は17年度においても相当しつこく税の軽減ということについて強く要望したわけですけど、結果として、これだけ、5,000万プラス8,000万、1億3,000万の残余ということになると、余りにも税を、結果論ですけど、18年度においては取り過ぎているんじゃないかというふうに思われるんですけど、その辺についてはどういうふうな見解をお持ちな

のかという点についてお尋ねをしたい。

それから、介護保険の特会ですが、地域包括支援センター関係が若干ずつ計上されてきているわけですけど、その質疑のために 137 ページの使用料及び賃借料で 15 万 5,000 円のその他借上料の計上に関連して、これも一般質問でまた触れますけれども、とりあえず今日の段階では包括支援センターを中心とする、要するに 4 月 1 日からの支援事業がスムーズに行われようとしているのかどうか、その 1 点だけお尋ねをしておきます。

それから、基金積立金が補正で 1 万円計上されているんだが、そうすると合わせて 634 万 9,000 円、基金積立金になるわけですけど、その額目いっぱいでもいいのかどうか。念のためにお聞きしておきたい。

最後に、水道事業会計ですが、18 年度の水道事業予定貸借対照表によれば、当年度未処理利益剰余金が 7,014 万 9,000 円というふうに計上されています。17 年度も赤ではなくて、黒を出しているわけですが、しかし、私の記憶では 7,000 万というほどは出ていなかったように記憶しております。たしか 1,000 万か 2,000 万、ちょっと見てないからわからないけれども、7,000 万どころじゃなくて、1,000 万か 2,000 万であったかなという記憶があるんですが、そこで、18 年度の利益を 7,000 万見込めるということになると、どの辺に原因があるのか。別に悪いことじゃなくて、利益上げることは、すべていいとは言わないが、悪いことではないというふうに思うんだが、その点について、原因についてお尋ねをしたい。

それから、資本的収支なんですけど、155 ページの収入における企業債の三角 1 億 470 万の老朽管更新事業債の三角 4,170 万と、上水道高料金対策借換債、三角 6,300 万、それから、資本的支出の企業債償還金、三角 6,309 万 9,000 円、公営企業金融公庫資金繰上償還金、これらの 3 点について、また関係について、補足説明はなかったもので、再度、もう少し詳しい説明をお願いしたい。以上です。

○議長（水野正美君） 答弁を求めます。関財政課長。

○財政課長（関 重夫君） それでは、私の方から、まず、地方債の償還方法欄に記載されておりまして、2 点目といたしまして、利子割交付金の減額理由、それと 18 年度の決算見込み、3 点についてお答えを申し上げます。

まず、1 点目の地方債の償還方法に書いてありますただし書きということでございますけども、これにつきましては、まず、企業債等は借りかえができますけども、普通、市の方で一般会計で借りております政府資金につきましては借りかえが認められておりません。また、銀行等の縁故債につきましても、市側に有利になる方法で途中で借りかえるということはやはり銀行も認めてくれません。過去に各銀行を回って、いろいろ交渉はした経緯もございますけども、そのときにもやはり、当初、協定を結んだ、そのときの契約内容でいくということが銀行側の考えでございます。したがって、このただし書きにつきましては、今後、制度改正等があった場合に借りかえができるということも考えて、今回、議決をしていただくというものでございます。

もう一点は、現在、起債を借りて建ててある建物等を市の都合でどうしてもそれを壊さなくちゃいけないといった場合には、まだ償還残っておりますので、そういった場合には繰り上げ償還をすると、そういうことができるように、あわせて今回、この議会の方で議決を得ておくものでございます。

それと、2 点目の利子割交付金の減額の理由でございますけども、これにつきましては、18 年

度の当初予算を編成する時点、11月の下旬から12月にかけてでございますけども、このときに利子割交付金を見込む、まず積算の根拠ですが、17年度の1期分が既に交付されておりまして、その17年度の1期分が16年度の決算見込みに対しまして15.9%ほど多く入ってきております。全部で3期あるわけですが、1期分だけの額、15%多いということで、そのままの額を計上できませんので、とりあえず16年度決算額に近い数字ということで1,300万円を計上させていただきました。実際にこれが今回700万円の減額ということですが、県の方から交付されるわけですが、新聞等の専門紙によりますと、家庭の貯蓄から株式投資等に移行していると、そういったので利子割交付金が少なくなっているんじゃないかというふうに今、言われております。これが主な原因でございます。

それと、18年度の決算見込みということでございますけども、まだ確定でございませんが、今の推計ですと、歳入で76億4,300万円ほど、端数の方は省略させていただきます。歳出の方で74億7,000万円ほどを見込んでおります。

なお、翌年度に繰り越すべき財源等が400万円等ございますので、それを差し引きました実質収支につきましては、1億6,800万円というふうに見込んでおります。以上でございます。

○議長（水野正美君） 次に、鈴木収納課長。

○収納課長（鈴木克・君） それでは、私の方からは、歳入のうち滞納繰越分の減額に対するご質問で、補正前から見ると、収入額対比で個人市民税、約40%、固定資産税で約25%の減額となっているが、特別、また特殊な理由により減額したのかという内容のご質問だと思いますが、まず、個人市民税については、滞納繰越分の当初予算で1,785万2,000円、これに対して、今回、補正で減額する部分が671万5,000円です。率としましては37.6%の減額ということで計上させていただいてありますが、当初予算策定時におきましては、景気回復等による納税環境の向上や、高めの目標を設定して収納の体制を整備しようというようなことから計上させていただいたものですが、個人市民税の滞納者につきましては、普通徴収による納税者がそのほとんどでありまして、第1次産業、また観光関連業などの方々が多く、18年度におきましては、特に夏の天候不順等により、その収入の伸びが少なかったことがかなり影響してきているのではないかと分析しております。また、納税相談等もいろいろやっておりますが、その中でも納付に導くようやっておりますが、少額分納者が非常に多い傾向に最近ではあるということからして、例年の率にならざるを得なくて671万5,000円の減額で計上させていただいたところでございます。

また、固定資産税につきましては、当初予算が4,377万3,000円、滞納繰越分ですが、に対しまして、今回、1,076万2,000円の減額、率として24.6%の減額になりました。これにつきましても、滞納者については、納付環境に非常に厳しい状況があるということと、また法人等の持っている固定資産等についても非常に景気回復の兆しが見えない中で、積極的な納付が見込めないという状況になっておりまして、例年よりは若干、最終的によくなるかとも考えておりますが、例年どおりの水準にした次第でございます。以上でご質問について回答させていただきます。

○議長（水野正美君） 次に、藤平水道課長。

○水道課長（藤平光雄君） 大多喜ダムにつきましては、利根川からの広域の受水量のほかに、今後計画されるものが5万5,000トン近くの水量を要するということから、県土整備部で行っております大多喜ダムの工事に相乗りして約4分の1の水量を確保するということが現在まで進んでおりますが、今年の国の認可、国庫補助金の認可に行った際に、水道事業全体、もう一度見直

してみてもどうかという意見が出ました。そのことで現在はダムの水が必要かどうかについて検討、再評価している最中でございます。内容といたしましては、広域発足当時に計画いたしました目標水量、これと現状の需給の状況を比較いたしますと、当初計画したより鈍っていると申しましょうか、計画どおり水量が伸びてないという状況でございます。そういうことから、今回、見直ししろというふうな指示が出たわけでございますけれども、結果につきましては、現在、評価事務中でございますので、正式な結果等についてはまだ出ておりませんが現状です。

次に、勝浦市の水道事業会計の補正予算の絡みでございますけれども、経営状況の絡みでございますけれども、平成17年度の決算、このときでは純利益で 1,729万 1,000円が出ております。これに対しまして今年は、利益剰余金といたしまして 7,014万 9,000円が見込めるということで、今回、補正で出しております。

営業経費の対17年、18年比較でいきますと、そんなに差の出ない状況にあります。言うなれば、18年度から水道料金の改定をしたものが収益のふえた原因かと判断しております。

それと、借換債でございますけれども、老朽管の更新事業債、これで 4,170万円、また、上水道高料金対策借換債、これで 6,300万円、それぞれ減額補正ということでございますけれども、これの理由でございますけれども、まず、老朽管更新事業債の 4,170万円の減額、これは総体事業費の減額による借り額の減少ということでございます。これは当初、総事業費 2億 5,000万で石綿セメント管の更新をやるということで発注いたしましたところ、入札によりまして大幅に安い金額で発注できたということから、起債の借入額もそれに相応して減ってきたというのが理由でございます。

もう一つの高料金対策借換債でございますけれども、これはたしか去年 6 月の補正で 1億 3,610万の補正をいたしました。ところが、実際に許可がおりてきたものが 7,310万円ということで、6,300万円が借りかえを行えないという状況になったことから、減額補正したものでございます。

それと、関連するんでございますけれども、企業債償還金の 6,309万 9,000円、この差額の 9万 9,000円でございますけれども、これは一括返済のために支払うものでありまして、借り入れより払う方が多いと、この年だけはそういうふうになるということで 9万 9,000円の差額が生じております。以上です。

○議長（水野正美君） 次に、岩瀬農林水産課長。

○農林水産課長（岩瀬 章君） 治山事業につきましてお答え申し上げます。最初の今後の整備予定箇所についてのご質問でございますが、現在、要望等、確認しております治山事業予定箇所は17カ所でございます。

また、年次計画と今後の取り組みについてのご質問でございますが、毎年、県の南部林業事務所と合同によりまして次年度整備予定箇所等の現地調査を実施しております。今後も引き続きこれらの実態調査等を行う中で、危険度、緊急度、優先度等を検討の上、計画的に行ってまいりたいと考えております。以上です。

○議長（水野正美君） 次に、三上都市建設課長。

○都市建設課長（三上鉄夫君） 急傾斜地崩壊対策事業に伴います興津地区の新屋敷区域の状況を申し上げます。本事業につきましては、千葉県によって事業が推進されているところでありますが、この計画におきましては、平成17年度から 3 年から 4 年を見込んでいるという状況でございます。

まず、平成16年度におきましては、区域の指定及び工事のための調査、測量を実施しております。また、平成17年度におきましては、区域の指定、また工事区域の工事概要説明を地元で実施しております。また、17年度工事としましては、事業費が 4,000万円で、興津バイパス橋付近におきまして、張りコンクリートを18年度に繰り越し事業として実施し、完了いたしました。また、平成18年度におきましては、事業費 6,000万円で、やはり張りコンクリート工事を実施しております。この工事につきましても、19年度に一部繰り越しをし、完成をさせる予定となっております。平成19年度以降につきましては、残りの張りコンクリート事業と待ち受け擁壁を予定し、完了させたいということで、整備センターでは現在、事業を進めているところであります。総事業費的には、当初、1億 2,000万円程度予定していたようですが、既に1億円の工事が進みまして、19年度に予定で、金額はまだ確定しておりませんが、残りの工事を実施したいということでございます。

次に、災害復旧費について申し上げます。勝浦荒川線の災害復旧でございしますが、経過といたしましては、18年12月26日から27日の間におきました豪雨による被災でございします。場所は、春日台から上っていきまして、串浜1号橋の手前、左側でございまして、現場的には自然の形態の斜面崩落でありました。また、この発見につきましては、市のパトロールにおいて発見をしたものであります。その後、国の査定を終了いたしましたので、今回、お願いをするものであります。

また、復旧工事の概要についてであります。復旧延長がL=11.0メートル、大型ブロック積み施工をいたしまして、これがL= 5.0メートル、A=42平米であります。そのほかに、現場の下の方に設置しますが、かごマットをL= 7.0メートル、A=35平米行います。また、道路からがけの方に向かいまして、かなりの道路排水や雨水が流れますので、600ミリの排水管をL=30.0メートル、新しく排水管を設け、道路排水を下に導こうとするものであります。また、そのほかには、植生シートとして58平米を予定しております。以上が復旧工事の概要であります。以上です。

○議長（水野正美君） 次に、松本教育長。

○教育長（松本昭男君） 市民会館、中央公民館の耐震診断結果についてでございますけれども、2月末に結果が報告をされました。構造耐震判定指標、いわゆるI Sと呼んでおりますけれども、それにつきましてご説明申し上げますと、市民会館では、1階、2階、3階別に、長間方向と桁行方向、合わせて12の指標が示されましたけれども、その中で指標の最大値が0.73、最低が0.24ということになりました。

中央公民館でございしますが、同様に8つの指標が示されましたけれども、最大で0.76、最低で0.47という数字でありました。基準であります0.7に対して、上回っているところと、低下しているところ、両方ございます。すべてが0.7を上回っておりませんので、今後、継続使用していくということであれば、耐震補強工事が必要になるということであろうかと思います。

次に、この施設を当面使用するかどうかということでございますけれども、過日完成しました勝浦小学校、旧校舎でございしますが、ほぼこの耐震診断結果と同様な数値でありまして、それにつきましては、新校舎が完成するまで継続して使用してきたという経緯がございますので、当面は同じように使用していきたいというふうに考えておりますが、今後さらに専門家の意見を伺ったり、あるいは公民館運営審議会の方々ともご協議いただきまして、それを参考にしながら今後の対応について考えていきたいというふうに思っております。以上でございます。

○議長（水野正美君） 次に、渡辺教育課長。

○教育課長（渡辺恵一君） お答えいたします。給食数につきましては、今年度も例年どおり算定しております。3月補正での減額につきましては、今後の学校の行事等を見込んだもので、特別な事情はございません。以上です。

○議長（水野正美君） 次に、滝本市民課長。

○市民課長（滝本幸三君） お答えをいたします。基金についてであります。現在高ということになりますが、17年度末で233円ということで、今回お願いするのが5,000万円ということで、5,000万233円を予定しております。

それから、18年度決算見込みということで、議員おっしゃるように約8,000万円という金額が出るわけですが、これと5,000万円を合わせた1億3,000万円、結果としてこの金額が現在あるということでございます。

それから、18年度、取り過ぎではないかというご意見でありますけれども、18年度においても医療費の伸び等々見込まれる中で、医療費が増加しても一般会計からの繰り入れは望めないという中で、その財源を少しでもとっておきたいという中で、18年度、本算定時に関係各課と協議した結果、今言ったような状況の中で、当初でお願いした税率でいこうという判断をして、18年度はそのような税率でお願いしたということでございます。17年度の繰り越しが約1億1,000万ということでありまして、この要因については、歳出、歳入、両方要因があるわけでありまして、歳出におきましては、18年の3月に約6,500万ほどの療養給付費の補正をいたしました。これは実績等々をもとに算定したわけでありまして、結果的に補正時の予測を下回ったということで、歳出で約5,300万円の不用額が出たということが1点と、歳入においては、国庫支出金、これ、財政調整交付金になりますけれども、これが6,000万円ほどの増があったと。それから、共同事業交付金でも1,000万円程度の増があったということで、これらが結果的に繰り越しとなったということでございます。以上でございます。

○議長（水野正美君） 次に、関介護健康課長。

○介護健康課長（関 修君） 介護給付費準備基金の積立金の関係であります。積立額634万9,000円でよいのかという関係につきましては、17年度精算分におきまして約607万3,000円ほどの積み立て、今後、県からの精算分として26万4,000円が入ってきます。それに今回の基金利子1万27円を積み立てると、この額となります。

それと、もう一点、地域包括支援センターの運営開始に係る準備がなされているかというご質問でございますが、昨年末から福祉事務所の協力を得まして、介護健康課の介護支援係におきまして、高齢者が地域で生きがいをもって生活できるよう支援するための介護予防に資する地域活動組織等の実態把握、あるいは新予防給付にかかわります予防サービス提供事業所等の指定依頼等の準備を進めているところであります。以上です。

○議長（水野正美君） ほかに質疑はありませんか。児安利之議員。

○15番（児安利之君） 申しわけないんですけど、1回目に農林水産業費の勝浦漁港関係が、ちょっと私、漏らしちゃったものですから、それを再度お聞きしたいんですが、61ページの広域漁港（勝浦漁港）整備事業負担金550万3,000円の関係で再度ご説明をお願いします。

それから、国保の関係なんです。保険者の側からすれば、そういう理屈になるかと思うんですが、ただ、私は18年度の医療分の近隣との比較を見てみますと、1人当たりで換算してみる

と、勝浦市が18年度では9万956円なんですね。端数をわかりやすくすると、医療分で1人当たり約9万1,000円。そうすると、夷隅郡市の中で、いすみ市は不均一課税ですから、旧夷隅町と大原町と岬町とあるんですが、その中で一番低い、旧夷隅町が5万6,000円なんですね。端数を切り捨てると。勝浦が1人9万円で、旧夷隅町が5万6,000円と。1人頭で言うと3万4,000円の開きが出ちゃってるんですね。1世帯当たりで見るとどうかというと、18万3,000円対11万5,000円ですから、6万8,000円の開きが出ちゃっているわけですね。これでは余りにも郡市内の格差があり過ぎるんじゃないかというようなことを18年度でもやったんですけど、そういう中で、保険者から見れば、確かに一般会計から繰り入れてもらいたくても繰り入れてもらう余裕はないとか、法定外をです、あるいは基金は底をついているとか、じゃあ、どうするんだよと言うかもしれないけれども、しかし、被保険者の側からすれば、現実の問題として、こんなに格差のある保険税を、格差だけじゃなくて、実際、これだけ額が上がってきちゃうと、本当にどういうふうにして払うんだということが相当出てきちゃっているわけですね。

これは全国的に見てもそうなんだが、実はきのう、我が党が緊急提言を行ったわけですけど、要するに保険証の取り上げが全国的に広がってきちゃって、それに対する提言に対して、やはり現在滞納中であっても、その家族が病気であったり、あるいは子供さんを抱えている家族であった場合には、一律に、機械的に保険証から資格書に切りかえるということはやらないという市町村が出てきているぐらいで、全く現実の市町村の保険者であっても、これでは被保険者がどうしようもないんだという立場に立ってきいている自治体もあるわけです。それはそれとして、さっき指摘したように、この最終補正というか、国保の補正を見ると、とにかく基金に5,000万積み立て、そして次年度に繰り越されるだろうお金が8,000万も、決算見込みといえども、この数字として出てきているわけで、やはり、そういう点は、次年度に生かしていくという意味で、この財源については、やはり相当、税に対する考慮を払った予算立てにしていく必要があるんじゃないかというふうに私は思うんですけど、そういう点についてお考えをお聞かせいただきたい。

それから、勝浦荒川線なんですけど、別に私は技術者でも何でもないのでですけども、目視したところでは、確かに大型U字溝が途中からぼきんと折れて、下の相当きついがけ下に崩落したままになっているわけですけど、土砂もかなり途中で堆積したりして、これは大変だなというふうに思うんですが、そうすると、上から流れてくる相当の雨水が予想されます。今までもそうでしたから。その受けている大型U字溝の延長上に、今度は管をつないで、そこでずっと下まで、さっき何10メートルか言ってましたが、流していくという工法をとるんだというふうに聞こえたんですけど、もう一度、その辺について。そうすると、今度、下の地主とか、その他の、あるいは下の住居とか、その辺の関係ね、自然放流、垂れ流しっ放しということでもないと思うんですけど、調整柵とか、その他の関係とか、いろいろ出てくるんじゃないかというふうに思うんですが、相当きつい勾配ですからね、あそこ。その辺のところも含めて、さっき私言ったように、工法は、今度の設計上では600何十万の中できちっと出しているんでしょうけど、しかし、私が見たところ、これは相当の抜本的な対策を立てないと、また繰り返すんじゃないかなという気が、直感ですけど、したわけですけど、そういう点について再度ご答弁をいただければと思います。以上です。

○議長（水野正美君） 答弁を求めます。岩瀬農林水産課長。

○農林水産課長（岩瀬 章君） お答え申し上げます。広域漁港整備事業負担金について申し上げます。

す。この負担金につきましては、平成18年度におきまして、千葉県が勝浦漁港を整備した事業費にかかわる地元負担でございます。18年度事業につきましては、事業費 7,000万円を実施いたしました。内容といたしましては、外郭施設としまして泊地の浚渫、また係留施設といたしましてエプロン舗装の打ちかえ、岸壁補修、また、輸送関係としましてコンクリート舗装の打ちかえ等でございます。

なお、財源の補助率等の内訳でございますが、国庫補助でございまして、国費が50%、県の負担が、外郭施設に関しましては45%、係留施設及び輸送関係につきましては40%、これにより、地元負担率につきましては、外郭施設が5%、係留及び輸送関係施設が10%の負担率でございます。この負担率に基づいて算定いたしました 550万 3,000円を予算計上いたしました。以上です。

○議長（水野正美君） 次に、滝本市民課長。

○市民課長（滝本幸三君） 答えいたします。保険税についてのご質問でございますが、保険税の算定につきましては、議員ご承知のように、医療費の動向というものが大きなウエートを占めるわけでありまして、このほか、介護納付金、あるいは老人保健拠出金、さらには所得の確定等、総合的に判断するという必要があるわけでありまして、ただいま申し上げました財源等を含めまして、本算定時までには検討したいというふうに考えております。以上です。

○議長（水野正美君） 次に、三上都市建設課長。

○都市建設課長（三上鉄夫君） 答えいたします。ご質問ありました復旧工事の概要につきましては、議員ご指摘のように、道路排水を 600ミリの排水管を道路から下方に30メートル設置しまして水を流そうということでございます。また、その用地関係であります、勝浦荒川線の用地買収の際に市が買収してございまして、その周辺は勝浦市の所有でございまして、いずれにいたしましても、大きな豪雨等になりますと、また新しい水の道等ができる可能性もありますので、今後につきましては、この管の維持管理、また流末等の状況を注視してまいりたいというふうに考えております。以上です。

○議長（水野正美君） ほかに質疑ありませんか。滝口敏夫議員。

○18番（滝口敏夫君） それでは、何点か伺いたいと思います。一般会計の補正予算であります。初めに、歳入で、農業整備事業費分担金について伺いたいと思います。33ページであります。今回の補正は5万 8,000円の減額の補正であります。しかし、この中身については種々あるわけでありまして。ちなみに、18年度の事業で、南山田の土地改良事業組合、その区域内の農道の舗装2路線、排水の整備1路線、合わせて3路線の農道整備事業を行いました。この事業を行いますと、その事業費の15%、これが分担金として受益者に課せられるわけでありまして。この3路線の事業費の分担金が24万 4,000円でありました。その多くは、北区並びに上野地区全体で負担をしていくという対応で、真の受益者である南山田土地改良事業組合については4分の1の負担をしてもらって、この事業を進めていくということになるわけでありまして。しかしながら、時代、社会の変遷、特に農業に関して、国も県も、そして勝浦市におきましても、振興策を新たに進めていこうという動きを起こしているわけでありまして、しかし、現実の農村地域の農道の整備にかかわる分担金、これはもうずっと15%課せられていると。この分担金の中身について、十分、今後検討していただきまして、その実情に即して分担金の率を変えていく必要が出てきているのではないかと、こう思うわけでありまして、この点の見解と今後の対応について伺いたいわけでありまして。

と申しますのは、南山田土地改良で行った区域内、この幹線道路は、いわば市民、住民の生活道路、また産業活動を行う、そこで使用する道路として幹線道路はなっているわけであります。しかし、その道路が一たん壊れますと、その補修事業費は受益者が15%分担をすると、こういう不都合が生じてきている。防衛策として南山田土地改良事業組合が、道路が壊れては困るということで、4トン車以上については進入しないでほしいと、こういうような標識を設置して、防衛策を講じてきていたわけでありますけれども、これに対して異議が持ちかけられまして、農道といえども公道である。公共施設を勝手に4トン車以上進入禁止と、これはおかしいじゃないかと、こういう問題提起も起きてきております。つまり、南山田土地改良事業組合、いわゆる受益者が対応し切れないという状況が時代、社会の変遷の中で起きてきているわけです。したがって、農道であっても一定の幅員があって、日常の住民、市民の生活道路となって、しかも大型車も進入し得るような、そういう路面幅員等を有しているような幹線道路については、これは分担金を課さない。できるならば市道認定していただければいいわけでありますけれども、すぐに市道認定へ持っていくことは、今の縦割行政の中では非常に難しい。したがって、あと、どう対応するかというと、この分担金で調整していただけないかと、こういうことなんですけれども、具体的なことを申し上げましたが、この見解と対応について、できるならば市長、あるいは助役の方からお答えいただければ幸いです。

財産の運用収入、これは38ページであります。上野の診療所が今年の2月末、休止しまして、市長初め関係者、ご協力をいただきましたけれども、無医地区になった上野地区の医療供給の体制と申しますか、環境整備というものが思うように進んでないというのが実情であります。この建物でありますけれども、今後、有効活用を図っていくことが望ましいと思うわけでありますけれども、診療所閉鎖後のこの建物、施設の活用について、どのように考えているのかという点で1点お伺いしたいことと、それから、無医地区となった上野地区の医療供給体制、環境の整備について、今後どのようにお考えになっているのか、お聞かせいただきたいと思います。

次に、歳出でお伺いしたいと思います。70ページであります。小学校費、中学校費等の補正予算が計上されました。この1年間、教育長を中心としまして、学校の管理、教育の振興に努めてきていると思うわけでありますが、何と云っても学校管理、教育振興の要に位置しているのは管理者であるところの学校長であり、教頭であると思うわけであります。教育委員会としては、この学校管理、教育振興のあり方、そして具体的な管理、振興の推進のあり方等について、学校長、あるいは教頭等、つまり管理職に対して、どのような指導と申しますか、資質の向上を求められているのか。この点、お伺いしたいと思うわけであります。

さらに、今、全国的にも子供を取り巻く環境というものが悪化の基調にありまして、その子供たちを守り、そして学力の向上、その他教育振興に当たる教員の資質向上を求める父兄、あるいは市民、国民の声は高まってきているわけであります。この教員資質の向上、ましてや学校長、教頭等の資質向上について、教育長はどういう対応をこの1年間されてきているのか。また、この1年間、市民、国民、関係者が本当に反省すべきことがあったのか、ないのか、その点も含めて教育長の見解についてお伺いしたいと思います。

それと、市民会館、中央公民館の耐震調査結果について、先ほど前段者の質疑やりとりの中で教育長からご答弁がありまして、市民会館についてはI Sにして0.24から0.73、中央公民館については0.47から0.76という耐震診断の結果が出たと。当然ながら耐震補強工事が必要であるとい

うデータが明確になったわけでありますが、先ほど教育長は、今後、市民会館、公民館の使用について、公民館等運営審議会その他の関係者の声も聞いて対応したい旨のご答弁がされていたようではありますが、これはちょっとおかしいんじゃないかと思うわけであります。と申しますのは、建物の耐震構造、これがどういう状況にあるのか、これは専門技術者、専門の業者に委託をして、そして結果が出た。したがって、その結果から、専門の業者、専門の技術者は、市民会館、あるいは公民館の使用について、どういう見解を示しているのか。専門機関を通じて判断する必要があるわけで、素人判断では対応できないと思います。ですから、専門家、専門技術者がどう判断されているのか、その判断されている結果、内容に基づいて、行政はどう対応していくのか、こういう立場で市民会館、中央公民館の活用を今後進めていく必要があるのではないかと思うわけではありますが、この点について、今後どう対応されるのか、具体的にお示ししたいしたいと思います。以上。

○議長（水野正美君） 午後２時１５分まで休憩いたします。

午後２時０１分 休憩

午後２時１５分 開議

○議長（水野正美君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

答弁を求めます。藤平市長。

○市長（藤平輝夫君） 上野地域における医療の確保、これは私は２度、総野診療所で経験したことを今、思い起こすと、さらにそのときよりも以上に現在の医師不足ということは深刻化しているように思える現在、あそこの地に再び医療を確保するということは確信を持ってイエスとは言えません。ただ、救急医療業務が次第に完備されてきている現在、何とか救急医療の面でカバーできるような考えをより一層充実させるようにしていきたい、そう考えております。以上です。

○議長（水野正美君） 次に、関財政課長。

○財政課長（関 重夫君） 元上野診療所の建物の有効活用ということでございますが、この建物は昭和36年に建築されたものでありまして、老朽化が著しく、有効活用は困難というふうに考えております。以上です。

○議長（水野正美君） 次に、松本教育長。

○教育長（松本昭男君） 学校の管理職を中心にしました教職員の指導についてでございますけれども、まず、管理職は高潔な人格、あるいは高い識見が求められる職であるというふうに思っています。そのためには、まずは自己研さんに努めてもらうということが大切だろうと思います。機会あるごとに私はそのことについてお願いをしております。また、月１回ぐらいの頻度で市の校長会議がございますので、そういう際には、その時々教育課題につきまして、私の意見を述べながら、校長先生方にご協議をいただいて、経営力を高めるような方策をとっておりますし、特に千葉県教育委員会で教職員の研修、特に校長、教頭の研修も実施していただいております。そういう機会をとらえて、校長先生方の力量を高めるような指導がされております。

また、一般の教員につきましては、千葉県教育委員会の東葛西教育事務所の管理課、あるいは指導室から学校訪問していただいて、学校の経営、あるいは子供たちの指導につきましてご指導いただいているところでございます。

学校は子供たちの教育に当たる場でありますから、その指導する立場にある校長先生を初めと

した教職員につきましては、人から批判を受けることのないよう、今後とも指導を続けていきたいというふうに思っております。

次に、市民会館、中央公民館の耐震診断についてでありますけれども、先日、耐震診断をお願いしました岡設計から耐震診断の結果については伺いましたけれども、その際には、使用についてどうかという見解は示されませんでした。先ほど申し上げましたけれども、今後も専門家の意見を聞くということを申し上げましたが、それは必ず行いながら、そして、市民会館、公民館は市民の皆さんが活用する場でありますから、その運営審議会の意見も十分尊重しながら、今後の使用について対応していきたいというふうに思っております。以上です。

○議長（水野正美君） 次に、杉本助役。

○助役（杉本 栄君） それでは、私の方から、農道整備にかかわるところの負担率といいますが、分担金関係について申し上げます。本件につきましては、議員、過去の議会等でもご質問されておるところでございますけれども、その都度、基本的な考え方は述べてきておるところでございます。あくまでも基本的に受益者のある事業につきましては、現行の負担率をもってお願いしたいと、こういうふうに考えておりますが、今後の検討課題といたしましては、通常の維持管理、あるいは改修、その事業内容を含め、市内の農道の整備状況等を十分調査等して見て、その上で検討してみたいというふうに考えております。以上です。

○議長（水野正美君） ほかに質疑はありませんか。滝口敏夫議員。

○18番（滝口敏夫君） 農道の維持管理、また、その事業を推進する過程で生ずる分担金の問題について、市域全体の農道調査の結果を踏まえて、いい方向の結論を早急に出していただきたいというのが率直な意見であります。重ねて申し上げることになりますけれども、現在、南山田土地改良事業組合が設置した、4トン車以上進入禁止と、この立て札をめぐって、既に市の方にも問い合わせ、あるいは何らかの話も来ていると思いますけれども、問題が起きてきております。現実の問題といたしまして、農道は公共施設であり、公の道路ということから、国民、市民、地域住民、もちろん、その使用について、それを制限したり排除したりすることはできないと私は思います。しかしながら、現実の問題として、その事業組合、関係者が事業を進め、多額の受益者負担を伴った事業を行ってきて、将来ともに維持管理に必要な費用の一部でありますけれども、分担金として支出していかざるを得ないと。しかし、その道路については幅広く国民全般の方々が利用できるということの矛盾点があるわけですね。したがって、この矛盾をどう解決するかというと、関係者だけでは解決し得ない。そこに行政が光を当てて解決策を見出していくということが極めて重要であろうかと思えます。今日ここですぐに結論を出せということではありません。十分実態を調査していただきまして、実情に即した形の対応をぜひともお願いしたいと思うわけでありまして。最後、もう一度、助役から見解を承りたいと思います。

それと、上野診療所の建物についてはわかりましたが、跡地を含めた活用について、どう対応するかということなんですね。財政課長、余分な答弁はしないという優等生的な答弁されましたけれども、確かに建物の活用のことを聞いたんだから、建物については老朽化が著しくて、その活用は困難だと、それで正解なんですけれども、そうじゃないんですね。要するに、建物をそのまま残してあっても、今のご時勢、犯罪の温床になりかねない、そういう施設にも、管理の仕方によってはなってくるわけですね。地域住民の生活環境にマイナス影響を与えない、しかも勝浦市の土地であり、施設でありますから、この有効活用については十分検討し、そして有効な活用

を図っていくということが必要であろうかと思しますので、そういう観点からお答えをいただきたいと思います。

それと、学校管理者等の指導の問題でありますけれども、これは教育長お答えにならなくても、教育者はみずから自己の職業を選択し、そして模範となる教員を目指し、そしてまた、その努力によって教頭、校長と管理職になって、教職員の模範となり、また子供たちの安全の確保、また学力の向上を目指して、その使命を全うされていると思うわけであります。しかしながら、だれが聞いても、だれが見ても、逸脱をしていると思われるような、そういう管理職、あるいは教員等がいては困るわけでありますね。したがって、日ごろの教育委員会がどのようなご指導をなされているか、一つの事実を踏まえて、どう反省し、今後どう対応していくか、これが重要なんです。その見解を教育長に求めているわけであります。今後どうするかという対応を求めているわけでありますから、もう一度お答えをいただきたいと思うわけであります。

それと、市民会館、公民館の使用について、再度お答えがあったわけですが、具体的にさらにお伺いしますが、市民会館の1階、2階、3階のどこの箇所がI S 0.24、また0.73なのか、箇所を具体的に示していただいて、その上でI Sの数値を具体的に示していただきたいと思います。その数値は、耐震面で、技術的な面からどう判断されているのか。今ここで専門的な判断結果について把握されてないということは、これはいささか怠慢ではないかと思うわけですが、けれども、具体的に数値を示して、その実態をどのように耐震面からとられているのか、ご説明いただきたいと思います。

それと、この0.24とか、0.3前後のI Sの箇所については、恐らく震度5強、あるいは震度6には耐えないと思うわけですね。今、南関東直下型の地震がいつ発生するかわからないと言われている今日、震度6を超えるような、そういう強い地震が発生した際に、この市民会館、中央公民館は耐え得るのか、得ないのか、この点、明確にしていきたい。万一、耐えない、そこで使用していて事故が発生した場合、どなたがどういう形の責任をとられるのか、この点を明確にした上で、この数値を踏まえた耐震診断結果の対応を考えていくなれば、おのずから、どういう管理、対応が必要なのかということが明確になってくると思うわけであります。そういう点で、教育長、お答えできないとするならば、これは市長の方からお答えいただきたいと思います。

○議長（水野正美君） 答弁を求めます。杉本助役。

○助役（杉本 栄君） 農道の経費といいますか、負担につきまして、先ほどは基本的なことを申し上げましたけれども、今後も当然ながら、その農道の利用の現状、あるいは利用実態等を十分調査してみまして、通常の維持管理費につきましては、先ほど申し上げましたとおり、今後、その負担のあり方について検討してみたいというふうに考えております。

○議長（水野正美君） 次に、関財政課長。

○財政課長（関 重夫君） 上野診療所の跡地活用についてでございますけれども、現時点では決まっておりません。今後につきましては、市有地活用検討委員会等で有効活用について検討してまいりたいと考えております。以上です。

○議長（水野正美君） 次に、松本教育長。

○教育長（松本昭男君） 教職員の指導についてでございますけれども、先ほど申し上げましたように、管理職としてふさわしい力量を持てるように、今後とも努力していきたいと思っておりますが、もし不適格な教員の事例があった場合につきましては、直接、個人的に私の方から指導をし

ていきたいと思っておりますし、また、人事権は千葉県教育委員会にありまして、不適格な教員については、そういう指導をする制度もできておりますから、そういう対応もできますし、また、懲戒の制度もありますので、それに耐えない場合には、そういう制度も県教育委員会と相談しながらやっていくのがいいのではないかなというふうに思っております。

次に、耐震診断についてでありますけれども、市民会館につきましては、東側から西側にかけての耐震度でございますけれども、その方向で1階が0.46、2階が0.73、3階が0.62でございます。次に、南側から北側にかけての耐震度でございますが、1階が0.47、2階が0.36、3階が0.24ということになっております。

目安でございますけれども、0.7だった場合には強度補強が必要であるということでございますけれども、それ未満の目安でございますけれども、申し上げますと、I S値が0.3未満の場合には、地震の震動及び衝撃に対して、倒壊し、または崩壊する危険性が高い。I Sが0.3以上0.6未満の場合には、地震の震動及び衝撃に対して、倒壊し、または崩壊する危険性がある。I S値が0.6以上、地震の震動及び衝撃に対して、倒壊し、または崩壊する危険性が低いというような、一応、目安は出ております。

こういう目安が出ているわけでありまして、先ほども申し上げましたが、勝浦小学校につきましては、ほぼ同じ数値であったわけでありまして、これについては、新しい校舎ができるまでその校舎を使わせていただいたということもございます。

また、これは2006年の読売新聞の社説に出ておりますが、防災の日にちなんだ社説でございますけれども、地震対策では、政府庁舎の45%が耐震強度を満たさない。防災を所管する内閣府の本庁庁舎も含まれ、政府の司令塔さえ危ないというような記事も載っております。本来ならば基準を満たさないものについては早急に対応しなければいけないというような事情はあるかと思っておりますけれども、現実問題として社会全体がこういう状況になっているということもご理解をいただきたいと思っております。以上でございます。

○議長（水野正美君） ほかに質疑はありませんか。滝口敏夫議員。

○18番（滝口敏夫君） 教育長、社会全体がこういう状況になっていると。政府関係施設を例に挙げながら話されておりますけれども、これは教育者としておかしいです。現実には、勝浦の市民会館、そして中央公民館、この施設の診断結果が、市民会館においては0.24から0.73というI Sの数値が示されたわけです。そして、あそこの建物、よく専門的な知識はありませんけれども、東西に長くなって、南北が幅が狭い。この南北間といいますか、狭い関係の、むしろ倒れやすいというか、そういう構造部分において0.24という数値が出ているんでしょう。0.3以下、つまり0.24というのは、今、教育長言われているように、倒壊の危険が高いという数値です。ですから、先ほどお尋ねしたように、震度5強、あるいは震度6の地震が発生したときに耐え得るか得ないかを聞いてるんですよ。そして、耐え得ないという数値も箇所によって出ているわけでありまして、そういう箇所が破壊され、倒壊した場合、そこにとどまらず、その連動した影響が出ていく、それによって、その建物を使用している、その時間帯にそういう強い地震が発生して建物が危険にさらされ、倒壊、あるいは破損して、その影響が出た場合の、その責任はだれがとるのかという、その立場に立って考えていくならば、今、教育長が言われたような国がどうのこうのなんて、社会全体がどうのこうのなんて、こういう発想の答弁はできないはずですよ。そういう教育長の発想というか、考えがあるがゆえに、現に、この18年度において、先ほどから指摘しているように、

管理職において、素直に聞けないというか、そういうようなことも発生しているんじゃないかと。やはり教育長が姿勢を正して、トップが姿勢を正していかないと、校長や教頭、教職員の資質向上はできませんよ。まして市民、また、その施設を活用する人たちが、一たび震度５強以上の地震が発生した場合、そのときに利用していた場合、危険にさらされる、そういう実態にある施設を有していて、その対応において、今の答弁では納得できません。これは責任ある立場に立って、市長、今後どう対応するのか、明確にしていきたい。

○議長（水野正美君） 答弁を求めます。藤平市長。

○市長（藤平輝夫君） これは既に調査報告は出ております。そのデータに基づいて、震度５以上の耐震補強工事はどのようにして可能なのか、これは可能であるという指針も出ております。したがって、その方針にのっとって、今の市民会館、これは補強工事をするということで、その0.24の箇所は３階の部分の一部分だというふうに考えておりますけれども、それも補強工事によって可能である。いわゆる鉄骨柱によって補強すると同時に、コンクリート補強を行うことによって、現在の建物以上の耐震力が出る、今現在の耐震力を上回ることができるという示唆もございますので、現在の日進月歩の技術、最近、耐震不足という建物が多くなって、それを補強する工事が非常に進歩しているということでもありますので、そういうことを踏まえて、これは早急に取り組む必要があるというふうに考えております。以上です。

○議長（水野正美君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（水野正美君） これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第５号ないし議案第９号、以上５件については、会議規則第３７条第２項の規定により委員会の付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（水野正美君） ご異議なしと認めます。よって、議案第５号ないし議案第９号、以上５件については委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入るのでありますが、ただいまのところ通告はありません。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（水野正美君） それでは、討論を終結いたします。

これより議案第５号 平成１８年度勝浦市一般会計補正予算を採決いたします。本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手多数〕

○議長（水野正美君） 挙手多数であります。よって、議案第５号は原案のとおり可決されました。

○議長（水野正美君） 次に、議案第６号 平成１８年度勝浦市学校給食共同調理場特別会計補正予算を採決いたします。本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（水野正美君） 挙手全員であります。よって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

○議長（水野正美君） 次に、議案第7号 平成18年度勝浦市国民健康保険特別会計補正予算を採決いたします。本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手多数〕

○議長（水野正美君） 挙手多数であります。よって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

○議長（水野正美君） 次に、議案第8号 平成18年度勝浦市介護保険特別会計補正予算を採決いたします。本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手多数〕

○議長（水野正美君） 挙手多数であります。よって、議案第8号は原案のとおり可決されました。

○議長（水野正美君） 次に、議案第9号 平成18年度勝浦市水道事業会計補正予算を採決いたします。本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（水野正美君） 挙手多数であります。よって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

散 会

○議長（水野正美君） 以上をもちまして本日の日程は全部終了いたしました。

なお、明3月6日は定刻午前10時から会議を開きますので、ご参集を願います。

本日はこれをもって散会いたします。

午後2時43分 散会

本日の会議に付した事件

1. 諸般の報告

1. 市長の行政報告

1. 会期の決定
1. 会議録署名議員の指名
1. 議案第 1 号～議案第 9 号の総括審議